道路管理手法のあり方検討会議 報 告 書

平成22年1月14日

目 次

第1	道路の点検等について(道路の点検関係等分科会報告)	1
	道路管理を取り巻く現在の環境、将来の環境変化について	1
	1 道路利用者と道路利用者にとって「価値ある道路」について	1
	2 道路を取り巻く現在の環境と将来の環境変化について	1
	3 将来の環境変化への対応について	1
	市町相互又は建設事務所と市町による協働実施について	2
	1 道路管理の協働実施について	2
	2 道路の点検の協働実施について	2
	3 草刈りの協働実施について	2
	4 雪氷対策の協働実施について	3
第2	緊急時の対応について(緊急対応関係等分科会報告)	4
	道路管理の内容について	4
	緊急の対応が必要な事務について	4
	緊急時の対応等について	4
	1 現在の対応について	4
	2 今後の対応について	5
第3	道路管理事務の共同化について(緊急対応関係等分科会報 道路管理事務について	7
	管理の手法について	
	1 一部事務組合による管理について	
	2 指定管理者による管理について	
	2	_
	7夜の味趣に ジャー (13
第4	占用・加工関係事務について(占用・加工関係等分科会報	-
	道路占用許可準則について	
	道路工事施行承認事務について	
	技術審査時のチェックリストについて	
	1 チェックリストの内容について	
	2 チェックリストの活用方法について	
	舗装復旧にかかる通達の見直しについて	15

第1 道路の点検等について(道路の点検関係等分科会報告)

道路管理を取り巻く現在の環境、将来の環境変化について

1 道路利用者と道路利用者にとって「価値ある道路」について

道路利用者を、利用する車両(歩行者、自転車、自家用車、業務用車両等)や利用目的(通勤・通学、運送業務、観光地への移動等)ごとに分類し、それぞれの道路利用者にとって「価値ある道路」とは何かを再確認した。

再確認の結果、普遍性のある価値(交通事故の起こりにくい道路、渋滞の少ない 道路等)や、道路利用者ごとの独自の価値(運送業者にとっては大量の貨物が安価 に運送できる道路、観光客にとっては観光地への案内が充実した道路等)について 整理することができた。

また、道路利用者のニーズを満足させ、「価値ある道路」を提供していくために、 道路管理者は、道路及びその利用者に応じた道路の点検、修繕等を計画し、実施し ていく必要性について整理することができた。

2 道路を取り巻く現在の環境と将来の環境変化について

道路管理を取り巻く現在の環境(以前よりも一段と「安心・安全」が求められるようになった等)を再確認し、将来の環境変化(高齢化、労働人口の減少、税収の減少等)による影響を予測・整理した。

整理の結果、

- (1) 高齢化に対応した道路施設のバリアフリー化の必要性
- (2) 老朽化した道路施設の補修・更新
- (3) 労働人口の減少に伴う人件費高騰の可能性
- (4) 地球温暖化に対応するための道路施設の変更 (照明の LED 化等)

などによる、修繕・改修費用の増加の恐れや、

- (5) 人口減少 (特に労働人口の減少)に伴う税収の減少
- (6) 社会保障関係予算の増大などによる土木関係予算の一層の削減などを予測することができた。

3 将来の環境変化への対応について

将来の環境変化に対応するため、今後の道路管理について検討した。 検討の結果、

- (1) 高齢化に対応した道路施設のバリアフリー化(段差の解消や車椅子が通行し やすい歩道の設置など)
- (2) 将来の維持費の減少に対応できるメンテナンスフリー化 (照明の LED 化、道路標識等へのステンレス・亜鉛メッキの使用など)
- (3) 老朽化した道路施設の効果的な補修方法
- (4) 道路施設の老朽化を遅らせる効果的な点検と補修
- (5) 街路樹の削減による剪定費用の削減
- (6) 道路の安全を確保した上での道路施設の共通化・ローコスト化

など、将来の環境変化への対応について整理した。

市町相互又は建設事務所と市町による協働実施について

1 道路管理の協働実施について

現行の道路管理制度は、複数の道路管理者が協働して道路を管理することを、想定していない。

また、長い間、道路管理者が単独で道路を管理してきたため、道路管理の手法についても違いがあり、協働実施事業を県下一斉に行うには多くの困難が伴う。

このため、複数の道路管理者が合意できるところから、協働して管理を実施して いくものとする。

2 道路の点検の協働実施について

市町相互又は建設事務所と市町が、道路の点検を協働実施した場合のメリット、デメリット、問題点について協議した。

事前の調査や協議の結果、多くの道路管理者が道路の定期的な点検の必要性について認めるものの、人員や費用の面で制約があり、道路の点検を実施していない市町や、点検の頻度が少ない市町が多いことが判明した。

このため、現時点では、県下一斉に道路の点検の協働実施を行うことは困難であることが明らかになった。

一方、各道路管理者は道路の点検に向かう際に、他の道路管理者が管理する道路 を通行する場合があり、他の道路管理者が管理する道路についても、異常を発見し た際には、通報等の協力を行ってきた。

今後は、この通報等を更に徹底し、相互協力を一層進めることとした。

また、道路管理者間で十分協議のうえ、合意した地域の道路については、道路管理者が夜間及び休日等に実施する道路の点検に合わせて、他の道路管理者が管理する道路についても点検することとし、道路損傷等の早期発見に努めるものとした。

道路の点検については、各道路管理者で実施しているが、その点検方法については、道路管理者ごとに独自に定めたものであり、統一的な点検方法等は、特に定められていない。

道路管理者ごとに独自に点検方法を定めることは、管理する道路に応じた効果的な点検方法を実施できるメリットがあるものの、一方では点検方法が限定的・近視眼的になりやすいというデメリットがある。

このため、道路管理者間で十分協議のうえ、実施できる地域から、道路の点検担当者が、他の道路管理者が行う点検に参加する研修を、試行的に行うこととした。

この研修により、他の道路管理者が行う道路の点検の手法を、自らの道路の点検に生かすことができ、道路管理の品質を向上させることが期待される。

3 草刈りの協働実施について

市町相互又は建設事務所と市町が草刈りを協働実施するにあたっての問題点について協議した。

事前の調査や協議の結果、視距の確保や景観の面で、草刈りの必要性について認めるもの、人員や費用の面での制約のため、道路管理者及び道路によって草刈りの回数や時期に違いがあり、現時点では、草刈りを県下一斉に協働実施することは困難であることが明らかになった。

一方、協議の中で、兼用工作物である施設について、河川管理者(県)が市道の草刈りを受託している箇所があることも明らかになったことから、各管理者間で協議したうえで、

- (1) 委託が可能な場合は他の管理者に委託する
- (2) 委託が不可能な場合は草刈りに関する情報を相互に交換して、草刈りの時期をできるだけ合わせる

など、協働実施の拡大や草刈りの実施時期について調整していくこととした。

また、土が露出した部分をコンクリートで覆うなどの、草を生えにくくする工夫 については、それぞれの道路管理者が引き続き取り組むこととした。

4 雪氷対策の協働実施について

市町相互又は建設事務所と市町が雪氷対策を協働実施するにあたっての問題点について協議した。

協議の結果、雪氷対策については、入札参加者が少なく、委託先がなかなか決まらない地域がある一方で、入札参加者が多く、特に支障がない地域もあり、現時点では、協働実施にはなじみにくい面があることが明らかになった。

このため、雪氷対策については、今後各地域で必要に応じ、情報交換していくこととした。

第2 緊急時の対応について(緊急対応関係等分科会報告)

道路管理の内容について

道路管理の内容の概略は、次のとおりである。

道路の維持、修繕又は災害復旧

道路の区域の決定又は変更及び供用の開始又は廃止

有料の橋又は渡船施設の設置、管理

自動車駐車場の駐車料金及び割増金の徴収

道路台帳の調製及び保管

道路の占用の許可及び占用料の徴収

沿道区域の指定及び制限

通行及び車両の禁止又は制限

土地の立入り、一時使用等の公用負担

違法放置物件及び長時間放置車両に関する措置

監督処分

緊急の対応が必要な事務について

道路利用者の安全のために、緊急の対応が必要となるものとして概ね以下のものが挙 げられる。

動物の死骸の処理

落石・積荷等落下物・路上放置物等の撤去

道路法面等からの小規模な崩壊土砂等の撤去

路面の穴ぼこ・段差の補修

道路の視距や交通を阻害する立木 (枝)・倒木の撤去

交通事故等に伴う油漏れによる路面のスリップ防止のための吸着剤等の散布

凍結防止のための融雪剤の散布

雨量規制・冠水・積雪・災害等による通行止め

緊急時の対応等について

- 1 現在の対応について
 - (1) 県と市町の協力

勤務時間中の対応

・相互通報

住民にとっては、当該道路の管理者が誰(県か市町か)であるか不明な場合も多く、県道や市町道に関係なく、県や市町に通報することも多い。たらい回しをなくすため、県と市町では、相互に通報している現在の協力体制を継続する。

・出張時・パトロール時の応急処理

県及び市町の職員が、出張時・パトロール時において、他の道路管理者の管理する道路で路上障害物等を発見した場合においては、相互に通報しあうだけでなく、 軽易なものにあっては、路上障害物を路肩等に移動する等、応急処置を相互に行っ ているが、道路の安全確保のため、県と市町はそれぞれの職員へこの趣旨の周知徹底を更に図ることとする。

勤務時間外の対応

休日・夜間等の時間外においても 1-(1)- で述べたとおり、県と市町は、相互に通報している現在の協力体制を継続する。

勤務時間外においては、当直・守衛等からの通報を受けた関係職員の指示により、職員が庁舎に急行し、公用車(チェーンソー、常温合材、スコップ等の資材を常備)に乗り換え、現地に向かい(状況確認のため、自宅から現地に直行の場合もある。)、対応を行っている(委託業者に指示をし、委託業者に対応を依頼する場合もある。)。

このため、職員が対応する場合には、勤務時間内に比べ勤務時間外では、職員の 自宅から庁舎(職場)までの移動時間が余分にかかることとなり、事故現場が遠い 場合には、現場到着までに時間を要している。

なお、具体的な現場での対応(作業)については、既に民間に委託している業務であり、また、部分的な業務でもあり、普通地方公共団体間の委託による効果は少ないため、現在の民間委託(又はそれぞれの道路管理者の直営)による対応を継続する。

(2) 県民の協力

道路の安全確保のため、障害情報等の通報を県民に要請しているところであるが、 更に、一層の情報提供を求める必要がある。

事故処理に準備(作業車、作業装備)や技術力を要する場合には、道路管理者の 直営作業又は委託業者による対応が不可欠である。

(参考)・動物の死骸処理に必要なもの.....処理袋、スコップ

- ・倒木(伐木) 枝切りに必要なものチェーンソー
- ・穴ぼこ埋めに必要なもの......常温合材、スコップ)

ただし、情報提供の要請と合わせ、交通量等が少ない箇所での落石等路上障害物の路面外への移動など、危険を伴わない軽作業については、事故防止対策として有効な手段であるため、県民の自発的な協力を促していくこととする。

2 今後の対応について

(1) 連絡体制の充実

県民等への PR

道路管理者への早期連絡が可能となるよう、県政だより・市(町)政だより・県及び市町のホームページなどで、県・市町庁舎の当直・守衛の電話番号、道路緊急ダイアル(9910)及び道の相談室(0120-106-497)をPRする。(資料1)特に、道路緊急ダイアルについては、24時間専門の職員が電話対応をしており、道路利用者からの緊急情報の聴取に長けている等、専門性が高く、各道路管理者への情報提供の有効なツールとなっているため、PRを行っていく。

緊急時の連絡先の情報交換

早期の通報や又聞きによる間違い等による連絡ミスを防止するため、県・市町庁舎の当直・守衛の電話番号だけでなく、県及び市町の関係職員には公用の携帯電話を配布し、この電話番号については相互に情報交換するなど、県及び市町の職員間の連絡体制を強化する。

(2) 迅速な処理

公用車には、穴ぼこの補修や落下物の処理等、道路上の障害を除去できる資機材を常備しておき、異常を発見した職員は、現場での迅速な処理に努めるものとする。 また、休日・時間外あるいは庁舎から遠距離の箇所で道路障害が発生した場合には、委託業者又は近接の建設業者等を積極的に活用する等、迅速に対応する。

第3 道路管理事務の共同化について(緊急対応関係等分科会報告)

道路管理事務について

1 道路管理事務の種類

道路管理事務は、 行政判断を伴う事務、 行政権の行使を伴う事務、 事実行為の3種類に分類できる。

は、計画策定、工事発注、管理瑕疵に伴う示談等であり、住民及び議会の監視下に置くことが望ましいため、議会を含めた各公共団体による議論が必要である。

は、占用許可、監督処分等であり、公権力の行使を伴うため、委託に馴染みにくい事務であるが、一部事務組合を設置しての共同処理は可能である。

は、以外の清掃、除草、巡視等定型的な行為である。

なお、 の事務の実施にあたっては、共同化の前提として、審査基準等の統一を図る必要がある。

また、共同化の法的限界の有無については、業務別に整理する必要があると考えられる。(例 不許可、不服申立てに対する決定、争訟、監督処分、占用料金の強制徴収、管理瑕疵に伴う示談、道路損傷者に対する責任追及等)

2 共同処理が望まれる事務

昨年度、道路管理手法について行ったアンケートでは、次の業務について、共同処理を望む意見が出されている。

道路パトロール

雪氷対策

除草作業(兼用工作物を含む)・支障木の伐採・側溝清掃

路面清掃

応急処理(穴ぼこ等、動物の死骸の処理)

道路占用申請等の手続きの窓口、審査、完了検査

3 共同化の意義

道路管理事務の共同化の主な意義としては、

事務の一部を共同化することで、効率の向上が可能となる。

道路に関する情報、相談等についての窓口を一元化し、速やかに対応することが可能となる。

道路管理を現在の各道路管理者による「線管理」から「面管理」へと移行することにより、有事の際の迅速な対応が可能となり、利用者に対しより安全・安心・ 快適な道路を提供することが可能となる。

等、県民サービスの向上に資することが挙げられる。

共同処理の形態について

共同組織(共同処理)の形態としては、地方自治法上、次のものが考えられる。

1 協議会(地方自治法 252 条の 2~6)

(特徴)・法人格を有しない共同執務組織としての性格のもの。

- ・管理執行協議会、連絡調整協議会、計画作成協議会の3つの種類(性格) のものがある。
- ・協議会の事務の管理及び執行に要する費用は、各関係地方公共団体が負担する。

2 機関等の共同設置 (地方自治法 252 条の 7~13)

- (特徴)・共同設置する機関等が管理し及び執行したことの効果は、関係地方公共 団体の機関等がしたのと同様に、それぞれの団体に帰属する。
 - ・共同設置する機関等は、共同設置をした各地方公共団体の共通の機関等 としての性格を有する。
 - ・何々委員会の委員(何々委員)(何々主事)に関する関係地方公共団体の 負担金の額は、関係地方公共団体の長がその協議により決定する。

3 事務の委託(地方自治法 252 条の 14~16)

(特徴)・都道府県と市町だけではなく、市町相互間にも適用される。

- ・委託されれば、委託を受けた地方公共団体の機関等があたかも自己固有 の事務と同様に管理し及び執行することになる点において機関等の共同 設置との相違がある。
- ・委託した地方公共団体は、委託事務の処理権限を失うので、事務の委託 は無制限には認められない。
- ・委託事務の管理及び執行に要する経費は、委託団体の負担となり、委託 団体は、予め、これを受託団体に交付する。
- ・なお、地方自治法の規定による「事務の委託」のほか、私法上の契約によって委託する場合(例えば、土木工事の委託等)において、受託者が他の地方公共団体となることもある。

4 条例による事務処理の特例(地方自治法 252 条の 17 の 2~17 の 4)

- (特徴)・知事の権限に属する事務の一部を、都道府県が定める条例により、市町 が処理できる制度。
 - ・移譲事務の施行に要する経費は、県が交付金として市町に交付する。

5 一部事務組合(地方自治法 284 条~291 条)

(特徴)・特別地方公共団体として法人格を与えられる。

- ・地方公共団体の事務の一部を共同して処理するもの。
- ・組合の経費は、関係公共団体の負担金をもって充てる。

6 広域連合(地方自治法 284 条 3 項、291 条の 2~13)

(特徴)・地方公共団体の組合の一類型として位置付けられている。

- ・地方公共団体の事務で広域にわたり処理することが適当であると認める ものに関し、広域にわたる総合的な計画を作成し、その計画の実施のた めに連絡調整し、並びにこれらの事務の一部を広域にわたり総合的計画 的に処理するためのもの。
- ・広域連合の経費は、関係公共団体の負担金をもって充てる。

管理の手法について

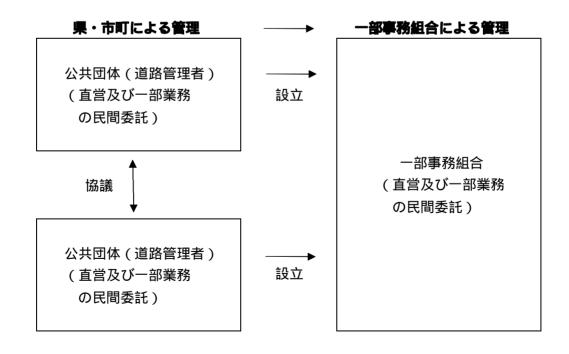
管理の手法の例として、以下では、「一部事務組合による管理」と「指定管理者による 管理」について、検討する。

1 一部事務組合による管理について

県と市町は同じ道路管理者であることから、除草、雪氷、許認可、パトロール等総合的な道路管理について共同管理のニーズが、今後高まった際に、一部事務組合による管理が考えられる。

なお、一部事務組合が設立されると、組合によって共同処理される事務は、構成団体の事務から除外される。構成団体は当該事務の権能を失い、そのための機関や部局は消滅する。従って、一部事務組合を設立する場合、いかなる事務を共同処理事務とするかは慎重に検討されなければならない。

[一部事務組合を設立する場合のイメージ]



(1) 一部事務組合の一般的なメリット

行財政能力の補完や効果的・能率的な事務処理が可能となること等が期待される。

単独で実施困難な事務事業が実施できる。(パトロール)

スケールメリットの発揮による事務の効率化が図られる。(除草、雪氷) ノウハウの蓄積により専門性が高まる。(許認可、占用料・負担金等の徴収)

より高度な行政サービスの提供ができる。

既存の公共団体の組織そのものの変更が必要でなく、設立手続が比較的容易である。

(2) 一部事務組合の一般的なデメリット

行政責任の所在が不明確となること等が懸念される。

管理部門や議会が必要となり非効率となることが懸念される。

専任職員が少ないと、事務局が弱体となることが懸念される。

構成団体が総合性・独自性を発揮して実施できる政策の範囲が狭まることが懸念される。

構成団体間での利害調整が困難な場合のあることが懸念される。

組合と構成団体との調整、意思決定の迅速・的確性が阻害されることが懸念される。

共同処理する事務に対する構成団体及び住民の関心が薄れることが懸念される。 財政基盤の確立が困難(構成団体からの負担金に依存)であることが懸念される。

事務内容によっては、住民にわかりにくく、構成団体との責任関係も曖昧となることが懸念される。

一部事務組合での機関決定が先行し、構成団体での事務的なチェック機能が働かなくなることが懸念される。

住民及び議会が直接関与できないことが懸念される。

所掌事務を含む規約の変更に自らのイニシアティブが発揮できないことが懸念 される。

人事の固定化・硬直化が懸念される。

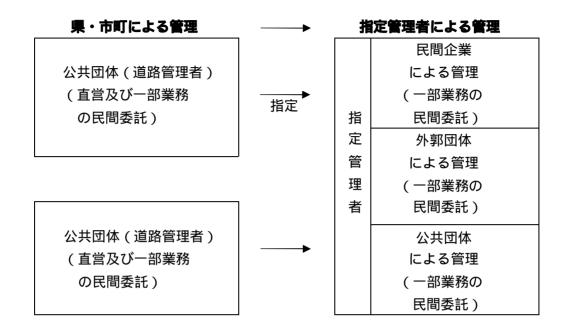
特定業務のみを行うため、職員の行政能力向上を触発される機会に乏しいことが懸念される。

2 指定管理者による管理について

(1) 指定管理者制度

それまで地方公共団体や外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる(行政処分であり委託ではない。)制度である。

[指定管理者を指定する場合のイメージ]



(2) 国土交通省の通知

指定管理者制度による道路の管理について、国土交通省は、次のとおり通知している。(国土交通省国道政第 92 号、国道国防第 433 号、国道地調第 9 号、平成 16 年 3 月 31 日通知)

- 「1 指定管理者制度が創設されたことにより、道路管理に係る事務について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に行わせることができること。
 - 2 指定管理者が行うことができる道路の管理の範囲は、行政判断を伴う事務(災害対応、計画策定及び工事発注等)及び行政権の行使を伴う事務(占用許可、監督処分等)以外の事務(清掃、除草、単なる料金の徴収業務で定型的な行為に該当するもの)であって、地方自治法第244条の2第3項及び第4項の規定に基づき各自治体の条例において明確に範囲を定められたものであること。

なお、これらを指定管理者に包括的に委託することは可能です。」

(3) 指定管理者制度の一般的なメリット・デメリット

〔一般的なメリット〕

指定管理者の選定に競争原理が働く。

複数年間の管理が可能である。

民間経営の発想やノウハウが活かされることで、住民サービスの向上、行政コストの縮減等が期待できる。

〔一般的なデメリット〕

業務の範囲、仕様等の詳細な協定を締結しなければならず、弾力的な運営ができにくくなることが懸念される。

指定期間の満了後も同じ団体が管理者として継続して指定を受けられる保証は全く無く、選考に漏れるなどによって管理者が変更した場合は殆どの職員が入れ替わってしまう(雇用が確保されない)ことが懸念される。

指定期間が3~5年程度と短期間であれば、正規職員を雇用して配置することが 困難となるなど人材育成は難しくなり、職員にも専門性が身につかないことが 懸念される。

指定期間が短期間であれば、設備投資や運営面での長期的計画を阻害することが懸念される。

議会のチェック、施設の運営への利用者・住民の参加、住民監査請求を含めた 住民のチェックと改善の手続きが法的に保障されていないことが懸念される。

(4) 民間事業者が指定管理者になる場合の一般的なメリット・デメリット

〔一般的なメリット〕

経費の縮減が図れる可能性が高い。

「公」の人件費削減・公務員削減が進む。

(「質の高いサービスが提供できる」か否かについては、有識者の間でも意見が 分かれる。)

〔一般的なデメリット〕

利益追及の民間企業にまかせることは、住民サービス向上を目指す自治体の公的責任を放棄し、サービスの切捨て・後退につながることが懸念される。

一つの民間企業が業務を行うため、地域内の他の企業への打撃が懸念される。 寡占状態が続けば、受託企業の活力が失われ、逆にコスト高を生じることが懸 念される

民間企業の代替可能性が薄まれば、民間企業側に事実上の「拒否権」が発生し、 公共団体による民主主義的なコントロールが有効でなくなることが懸念される。 労働条件は劣悪化方向、生涯賃金は引き下げられていくことが懸念される。

(5) 外郭団体(第三セクター)が指定管理者となる場合の一般的なメリット・留意点

適切な管理者が見あたらない場合には、既存の外郭団体(地方公社・第三セクター) 又は新たに外郭団体を設置して、これを指定管理者に指定して管理を行うことが考えられる。

[一般的なメリット]

外郭団体で運営する方が直営よりコストが低く、特に人件費の面で経費削減を図ることができる。

個々の施設ごとの管理ではなく、外郭団体で一元的に管理することにより、効率的管理を図ることができる。

【留意点】(外郭団体に対する責任)

新たに外郭団体を設置して指定管理者に指定すると、将来的には民間企業との 競争にさらされる可能性がある。その場合、外郭団体そのものの改廃が論点にな ることもありうる。 このとき、派遣職員が中心であれば、行政組織に引き上げることも可能であるが、外郭団体固有の職員が多数いる場合には、その職員への出資者としての責任が生じかねない。別人格とはいえ、外郭団体に対する管理運営についても、行政組織として目を配っておく必要がある。

今後の課題について

これまでの検討会議での協議、意見交換の中で、次のような方向付けの課題や実務的・技術的な課題が明らかになった。

1 道路法及び地方自治法等の解釈

道路法の「道路の管理」に関する規定、並びに地方自治法の「公の施設」、「普通地方公共団体相互間の関係」及び「地方公共団体の組合」に関する規定等の解釈について検証する必要がある。

2 共同化する事務の種類・範囲

昨年度、道路管理手法について行ったアンケートでは、上記「 道路管理業務の 共同化 2 共同処理を望む事務について」で既述した事務について、共同処理が望 まれているが、予算・人員等の制約の下、どのような事務を共同化するかについて、 効果、効率等の観点から、詳細な検討と調整を行う必要がある。

3 共同化のための望ましい組織と法人の性格

共同組織のあり方は、効果、効率、法人格、事務内容、職員の身分等の観点から検討し、また、地元民間企業等との関係にも配慮し、結論を得る必要がある。

4 関係団体の参加見込、経費の負担割合等

運営経費等の負担について、関係団体で、詳細を協議する必要がある。

このことから、道路管理事務の共同化については、関係者、実務精通者等の協力を得て、今後、取組を進める団体において、諸課題について検討することとした。

第4 占用・加工関係事務について(占用・加工関係等分科会報告)

道路占用許可準則について

道路占用許可が必要な物件又は施設は道路法第32条及び施行令第7条において限定列挙されているが、このうち各団体において申請実績のあるものを中心に、道路占用許可準則を作成した。(資料2)

1 道路占用許可準則の作成方針について

現在、許可基準を有している団体は三重県の他、29市町のうち数団体であり、ほとんど県のものと差異がないため、基本的には準則に必要な許可物件は、県の基準を加除及び修正した。

2 占用許可準則を必要とする占用物件等について

道路法及び施行令並びに県の許可基準のうち、過去に占用許可実績があり、今後も 道路の占用申請がある可能性が高い以下のものについて、許可の準則が必要と整理を した。

電柱、電話柱、支柱、支線 広告塔 地下埋設管路 等38項目

3 道路占用許可準則の内容について

下記の項目で、占用物件・施設ごとに許可の判断基準を整理した。(資料3) 基本的な考え方を示した「許可の方針」

占用物件の位置関係、占用物件自体の考え方等を示した「許可基準」 上記以外で特に注意を要する「特記条件」

4 準則の活用方法等

既に許可基準を策定している団体もあり、また地域による特殊事情等もあることから、道路占用許可準則については、その適用を強制するものではなく、各団体の考えによりそのまま利用することも、独自に作成することも、また、一部を削除することも、各団体の判断に委ねることとした。

5 その他

道路占用許可準則であるため、国からの新たな通達等を受けて、見直しを続ける必要がある。

このため、県と市町で情報共有をしながら、改正等見直しをしていくこととした。

道路工事施行承叡事務について

道路工事施行承認に係る事務については、その申請のほとんどが、乗り入れ、法面の

加工、排水接続となっている。

これらの申請に対する基準は、人家が密集した生活道路と幹線道路では、団体間で取り扱いが大きく異なるため、道路工事施行承認準則は策定しないこととした。

ただし、基本的な事項については、後述する「道路工事施行承認申請の技術審査にかかるチェックリスト」において定めた。

技術審査時のチェックリストについて

占用料金の算出ミス防止、新任者の審査の補助に有効なため、準則を補完する簡易版 として作成した。

1 チェックリストの内容について

用途別に「道路占用許可申請の技術審査にかかるチェックリスト」、「許可決裁にかかるチェックリスト」及び「道路工事施行承認申請の技術審査にかかるチェックリスト」の3件で構成した。

(1) 占用許可申請の技術審査にかかるチェックリスト

占用物件・施設を電柱等、埋設管、上空線、その他のものに4区分し、共通項である必要添付書類、占用許可に必要な基本的事項及び占用物件・施設別に技術審査時の着眼点で構成した。

(2) 許可決裁にかかるチェックリスト

料金に直結する適用単価、数量及び減免等で構成した。

(3) 道路工事施行承認申請の技術審査にかかるチェックリスト

最も多数を占めている乗り入れ、法面の加工、排水接続に3区分し、共通項である必要添付書類、道路工事施行承認申請に必要な基本的事項及び技術審査時の着眼点で構成した。

2 チェックリストの活用方法について

チェックリストについてもどのように活用するかは、各団体が自主的に判断することであり、技術審査書として利用する、新任者の訓練用とする、あるいは利用しない、 は各団体の判断に委ねることとした。

また、様式や内容についても各団体が、使い易いように改正することも同様であり、 今後これらのリストについては、利用する各団体において管理していくこととした。

舗装復旧にかかる通達の見直しについて

舗装復旧幅員の決定については、県が試験的な実施に着手したところであり、既に 実施している愛知県や岐阜県等をはじめ近隣府県等の状況を見ながら、今後、見直し を検討していくこととした。

道路に関する情報提供について

国道、県道、市道、町道に関するご意見、ご提案、ご相談を「道の相談室」にお寄せください。

フリーダイヤル 0120-106-497 (国土交通省 中部地方整備局 9時30分から17時・無料)

道路損傷や落下物など緊急情報は、井9910(国土交通省 中部地方整備局 24時間365日・無料)

県管理道路については、下記でも受け付けております。

市町管理道路については、下記でも受け付けております。

箇所(市町)名	連絡先		TEL • FAX
桑名市、いなべ市、	桑名	勤務時間中	TEL 0594-24-3663
発名巾、いなへ巾、 木曽岬町、東員町	建設事務所	休日·夜間	TEL 0594-24-3671
不自呼叫、未負叫	保全課		FAX 0594-24-3696
四日市市、菰野町、	四日市	保全課	TEL 059-352-0671
朝日町、川越町	建設事務所	休日·夜間	TEL 059-352-0567
#14-1(7/182-1	保全課		FAX 059-352-0666
	鈴鹿	保全課	TEL 059-382-8691
鈴鹿市、亀山市	建設事務所	休日·夜間	TEL 059-382-9785
	保全課		FAX 059-382-1539
	津	保全課	TEL 059-223-5215
津市	建設事務所	休日·夜間	TEL 059-223-5000
	保全課		FAX 059-227-8993
松阪市、多気町、	松阪	保全課	TEL 0598-50-0579
明和町、大台町	建設事務所	休日·夜間	TEL 0598-50-0535
	保全課	/m A =m	FAX 0598-50-0624
伊勢市、玉城町、	伊勢	保全課	TEL 0596-27-5205
度会町、大紀町、 南伊勢町	建設事務所	休日·夜間	TEL 0596-27-5101
田である	保全課	// / / / / / / / / / / / / / / / / / /	FAX 0596-27-5256
鳥羽市、志摩市	志摩 建設事務所	保全課 休日·夜間	TEL 0599-43-9626 TEL 0599-43-5186
河がリンル手口	建政争符所 保全課	14口,校间	FAX 0599-43-1353
	体主际 伊智	保全課	TEL 0595-24-8210
伊賀市、名張市	げ貝 建設事務所	休王味 休日•夜間	TEL 0595-24-8210
(P) 其中、"自然中	保全課	水口·1文间	FAX 0595-24-8012
	尾鷲	保全課	TEL 0597-23-3539
尾鷲市、紀北町	^{尼烏} 建設事務所	休日•夜間	TEL 0597-23-3582
	保全課	THE INTE	FAX 0597-23-2576
	熊野	保全課	TEL 0597-89-6147
熊野市、御浜町、	建設事務所	休日•夜間	TEL 0597-89-6164
紀宝町	保全課		FAX 0597-89-6152

	市町名 連絡先	勤務時間中のTEL(内線)	休日・夜間のTEL (内線)	FAX
桑名市	土木課	0594-24-1213	0594-24-1213	0594-23-4115
いなべ市	建設課	0594-46-6307	0594-74-5852	0594-46-6318
木曽岬町	産業建設課	0567-68-6106	0567-68-6106	0507-68-3792
東員町	建設産業課	0594-86-2809	0594-76-6045	0594-86-2852
四日市市	道路整備課	059-354-8215	059-354-8177	059-354-8311
菰野町	都市整備課	059-391-1138	059-391-1112	059-391-1192
朝日町	産業振興課	059-377-5658	059-377-5658	059-377-4543
川越町	建設課	059-366-7117	059-366-7117	059-364-2568
鈴鹿市	道路保全課	059-382-8421	059-382-1100(代表)	059-382-7612
亀山市	まちづくり保全室	0595-84-5129	0595-82-1111	0595-82-9669
津市	建設維持課	059-229-3193	059-229-3355	059-229-3345
松阪市	維持監理課	0598-53-4151	0598-53-4100	0598-26-8184
多気町	建設課	0598-38-1116	0598-38-1116	0598-38-1140
明和町	建設課	0596-52-7119	0596-52-7119	0596-52-7136
大台町	建設課	0598-82-3788	0598-82-3781	0598-82-2565
伊勢市	維持課	0596-21-5590	0596-23-1111	0596-21-5585
玉城町	建設課	0596-58-8205	0596-58-8213	0596-58-9475
度会町	産業建設課	0596-62-2420	0596-62-1111	0596-62-1138
大紀町	建設課	0598-86-2247	0598-86-2212	0598-86-3690
南伊勢町	建設課	0596-77-0008	0599-66-1111(南勢庁舎)	0596-76-0279
サルチャリ	连以床	0390-77-0008	0596-77-0001(南島庁舎)	0390 70 0279
鳥羽市	建設課	0599-25-1171	0599-25-1111	0599-25-5241
志摩市	建設整備課	0599-44-0304	0599-44-0304	0599-44-5262
伊賀市	道路河川課	0595-22-9817	0595-22-9817	0595-22-9834
名張市	維持管理室	0595-63-2151	0595-63-2110	0595-63-4677
尾鷲市	建設課	0597-23-8241	0597-23-8111	0597-23-3266
紀北町	建設課	0597-32-3910	0597-32-1111	0597-32-1877
熊野市	建設課	0597-89-4111(222)	0597-89-4111	0597-89-5846
御浜町	産業建設課	0597-93-0521	0597-93-0521	0597-92-3502
紀宝町	建設課	0735-33-0336	0735-33-0336	0735-32-0727

道 路 損 傷 等 連 絡 カ 一 ド (県・市・町管理道路用)

- このカードにそって連絡してください。(わかる範囲で)このカードに記入し、FAXいただいても結構です。

ご住所または ご連絡先						闌につきまして 揚所の詳細等を
ご連絡先 電話番号					再度却	る尋ねする場合 りますので、差
お名前					し支え	えなければご記 ごさい。
	平	成	年	月	E	1
発見日時		前 •	午後	F	時 分	分頃
		国道		線	(路線番号:	: 号)
	nte lete te	県道			(路線番号:	
発見場所	路線名	市道			(路線番号)	
		町道			(路線番号:	
	市町名	叫坦			(始邴宙万)	
	71. 7 1.			市・町		地内
	付近 見取図					
	兄权凶					
道路損傷等の状態 (右の該当する	$\begin{array}{c c} \square & 1 \\ \hline \square & 2 \\ \end{array}$	穴ぼこ 段差				
箇所の口に	\square 3	側溝蓋	の損傷			
チェックを	\Box 4		レールの	損傷		
入れてくだ さい。)	□ 5		ミラーの	損傷		
		案内板				
	□ 7□ 8	温くず!	・障害物			
	□ 8 □ 9	落石	40			
	□ 10	冠水				
		油もれ				
	□ 12	積雪・				
	□ 13	倒木				
	\Box 14	そのほ	か(具体	的に・・	•)

道路占用許可準則

平成22年1月14日 道路管理手法のあり方検討会議

[1]	電柱、電話柱、支柱、支線	1
[2]	有線放送柱	5
[3]	信号機柱(公安委員会が設置するもの)	6
[4]	街灯(電柱又は電話柱に添加されたものを除く。)	7
[5]	電線、電話線(共架電線その他上空電線)	8
[6]	有線音楽放送線、有線テレビジョン放送線、共同アンテナ用ケーブル	9
[7]	地下電線	11
[8]	变圧塔、送電塔	12
[9]	P H S 無線基地局	13
【10】	公衆電話所	14
【11】	郵便差出箱(郵便ポスト)	15
【12】	広告塔	16
[13]	ゴミ収集所、コインロッカー、屋台、仮設店舗、材料置場、その他これらに類する施設	17
[14]	ベンチ	
【15】	公衆用ゴミ容器、公衆用吸いがら容器	
【16】	フラワーポット 花壇	
[17]	カーブミラー	
[18]	バス待合所(バス停留所上屋又はタクシー乗り場上屋等)	22
[19]	公園、広場、運動場、緑地等	23
【20】	地下埋設管路関係	24
【21】	管類の既設橋梁への添架	27
[22]	上空に設ける通路	
[23]	地下通路	
[24]		
[25]	 看板関係(占用物件である電柱、電話柱等に添架するものを除く)	
[26]	看板関係(占用物件である電柱、電話柱等に添架するもの)	
[27]	バス停留所標識	
[28]	案内標識	37
【29】	消防水利標識	
[30]	旗ざお	39
【31】	幕	40
【32】	アーチ	41
[33]	工事用板囲、足場、詰所、その他工事用施設	43
[34]		
[35]	高架道路の路面下に設ける施設	45
[36]		
【37】	駐輪場	47
【38】	道路予定地に設ける施設等	48

【1】 電柱、電話柱、支柱、支線

- |許可の方針| 1 建立にあたり、道路の敷地以外に当該申請場所にかわる適当な場所がなく ¹、かつ、当 該箇所が一般交通に対して支障とならない場所である場合に認めることができる。
 - 2 電柱 2及び電話柱 3(以下、電柱という。)を新設、建替及び移設する場合において、 道路敷内外を問わず他の電柱類に共架することができる場合には、柱類の増加となる単独 柱の占用は認めないこと。
 - 3 道路構造令(昭和42年10月29日政令第320号)第11条(建築限界)の建築限界内への設置 は、原則として認めないこと。 4
 - 4 電柱の設置により有効幅員が狭小となる場合や一般交通への支障が考えられる場合は、 許可しないこと。
 - 5 当該申請物件を許可することにより、将来における道路敷沿線の占用物件の増加又は道 路管理への影響が見込まれる場合は、計画書等を提出させるなどして、波及影響を解消し ない限り許可しないこと。
 - 6 電線類の地中化を促進するため、積極的に地中化するよう占用者を指導すること。
 - 7 道路環境整備を促進するため、また、占用物件の乱立を防止するため、各電柱所有者や 電線等添加者同士で調整を行い、積極的に共架の促進に努めるよう指導すること。
 - 8 電柱及び架空線又は添架物件が道路標識、照明灯、信号機、道路交通標識(及び街路樹 の成長等)に支障を与える場合は、占用を認めないこと。
 - 9 道路交通事故死の原因では「工作物への衝突」への割合が特に多く、対策の一部として は「電柱の夜間視認性と設置位置の調査」とされている。このため、占用審査にあたって は電柱の設置位置を十分検討し、視距を阻害するものや 反射板を添架していないもの は、積極的に改善するよう占用者を指導すること。

許

可

基

準

位置関係 1 電柱が設置されることにより、明らかに一般交通への支障が大きくなる場合は占用を認 めないこと。

- 2 電柱は次の参考図 ~ に基づいて設置させること。
- 3 参考図 については、原則として外側線の中心から1.0m以上の余裕を確保させること。
- 4 参考図 については、原則として設置を認めないこと。ただし、交通量の少ない道路 や、一般交通に対しての支障が極端に低いと判断できる場合で、反射板等の安全対策を講 じた場合は、設置を認めることができる。
- 5 参考図 及び については、植樹帯(植樹桝を含む。)等の路上施設の措置がされてい る場合に限って、設置を認めることができる。 5
- 6 軟弱地盤への設置、構造物との一体化、法面箇所への設置等で保護工が必要と判断され る場合は、必要により根巻き等の安全措置を講じさせること。
- 7 同一沿線に設置する電柱は道路の同一側に設置させること。また、歩道を有しない道路 にあっては、その対側に他の地上占用物件(電柱以外も含む。)がある場合においては、 これと8.0m以上の距離を確保させること。(図1)ただし、道路が交差、接続、又は屈曲 する場合においてはこの限りでない。
- 8 地上電線の高さは、路面から5.0m以上確保させること。ただし、既設電柱に共架する場 合その他技術上やむを得ず、かつ、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場 合においては4.7m以上とすることができる。なお、歩道を有する道路の歩道上において は、2.5m以上 ⁶とすることができる。
- 9 道路が交差し、接続し、又は屈曲する箇所への設置は、当該申請場所以外に代わる適当 な場所がなく、かつ、当該道路の交通に支障を及ぼさないと認められる場合に限って許可 を認めることができる。

1:【実務】

「適当な場所がなく」 とは、公共又は公益に 対する費用対効果や、 隣接土地所有者の電柱 建立不同意等の場合な ど。必要によっては、 当該隣接土地所有者と の協議書、交渉記録等 を提出させ確認するこ と。

2:【実務】

「電柱」とは、電気事 業者が設置するもので 当該電柱に設置される 変圧器類を含む。

3:【実務】

「電話柱」とは、電話 その他の诵信又は放送 の用に供する電線を支 持する柱をいう。

4:【実務】

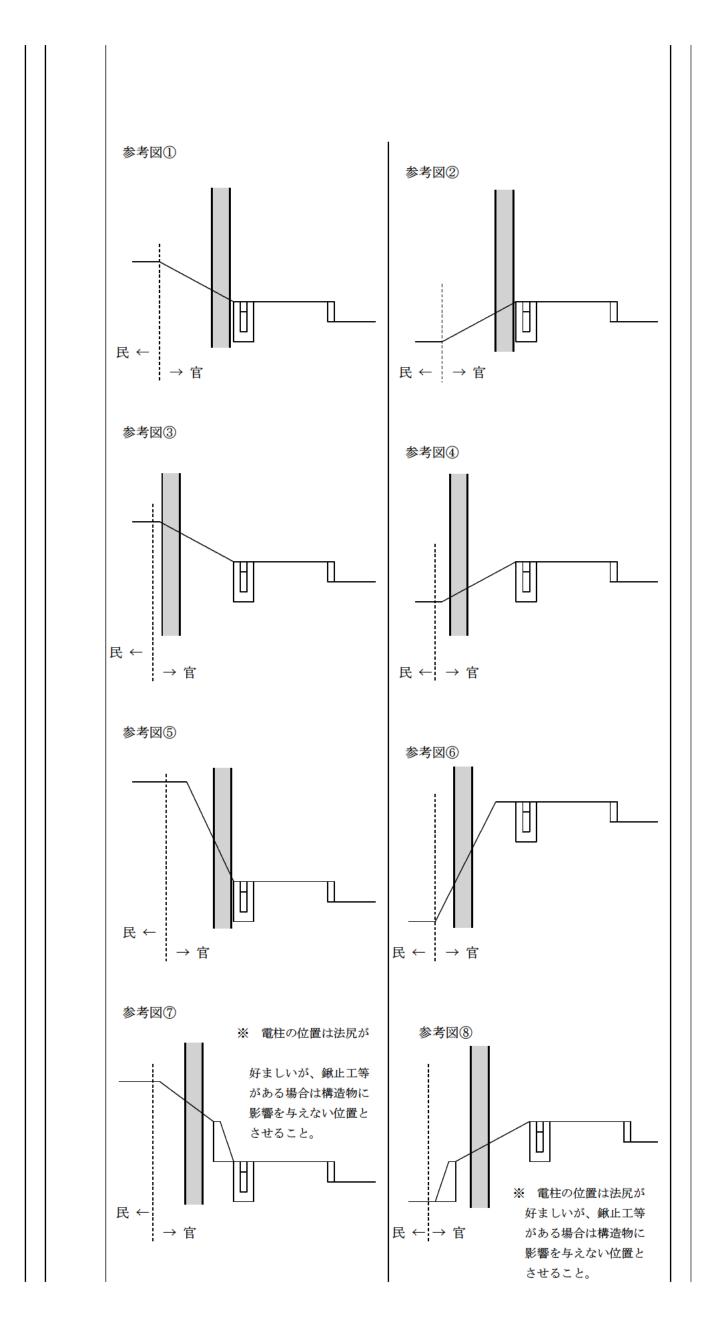
審査においては、道路 構造及び一般交通への 影響、公共性、周辺の 既設占用物件の設置状 況等々を十分検討し判 断すること。

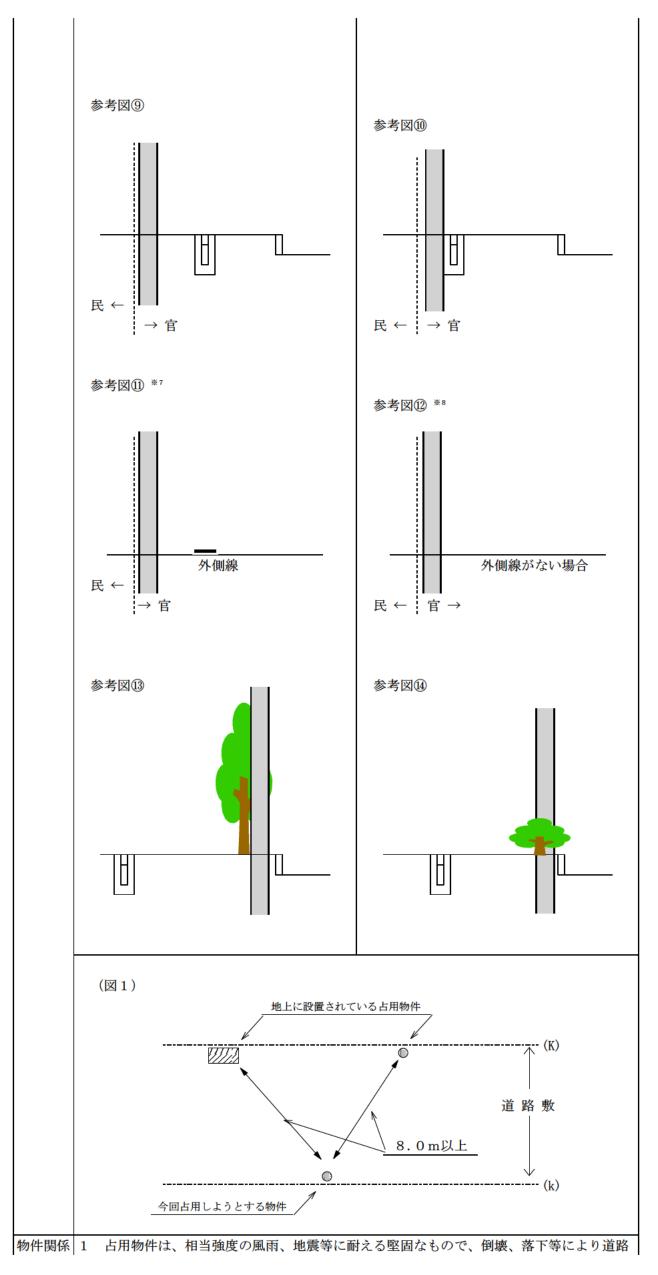
5:【実務】

施行令第10条(占用の 場所)第1号及び同令 11条(電柱、電線又は 公衆電話所の占用の場 所)第2号の歩道内の 車道寄りへの設置は、 植樹帯等の路上施設を 設けてある場合に限る こととする。(道路構 造令12条「建築限界」 を参照のこと。)

6:【実務】

歩道上の2.5mは、あく までも、最低離隔距離 であるため、可能な限 り、地上との距離を確 保できるよう指導する こと。





※7:【実務】 許可基準の位置関係3 を参照のこと。

※8:【実務】許可基準の位置関係4を参照のこと。

					構造又は交通に支障を及ぼさない構造とさせること。 2 電柱の脚ていは、路面から1.8m以上の高さで道路縦断方向と平行して設置させること。 3 道路交通上の事故防止対策として、本柱及び支線に危険標示を示すための反射板類を取り付けさせること。ただし、法面等へ設置する場合はこの限りではない。 4 占用物件は、電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)、電気通信事業法(昭和59年12月25日法律第86号)等の関係法令で認められた物件、規格、構造等に限って許可すること。 5 車道部及び歩道部又はその付近に支線類を設置する場合、支線ガード等の安全対策を講じさせること。 6 木柱の占用は、仮設以外の占用を認めないこと。
	70	₹	の	他	1 占用物件の設置により、背後地の将来利用(将来の乗り入れ口設置等)について支障が出る可能性があるため、十分留意するよう指導すること。なお、この場合は当該電柱占用者の責務において、隣接土地所有者又は管理者と協議することとし、設置位置の変更があった場合は変更申請を提出するよう占用者を指導すること。
特	言	· 5	条	件	 ・ 占用許可物件以外の共架線、看板等の施設が新たに添加される場合又はされた場合は、 道路管理者と調整し、二次的占用物件の適正な把握に努めること。 ・ 二次占用物件等の増加・減少があった場合は、道路管理者に届け出て指示を受けさせる こと。ただし、二次占用者から協議書等を提出された場合は、この限りでない。
そ	<u>の</u>	他			・第1種電柱、電話柱:支持する線の条数が1~3条。 ・第2種電柱、電話柱:支持する線の条数が4~5条。 ・第3種電柱、電話柱:支持する線の条数が6条以上。 第1~3種電柱、電話柱の占用料には、添加する電線部分も含まれているため、当該電柱、電話柱占用者からは、電線部分の占用料を徴収しないこと。 ・支線、支柱については、この基準を準用して審査判断すること。

【2】 有線放送柱 1

許可の方針	1 有線放送線は既設電柱への添加を原則としているので、単独柱の建植は積極的に抑制す
	ること。
	2 道路の敷地外に余地がないためやむを得ないもの 2に限り占用を認めることができる。
	3 柱を新設又は立替えする場合において、他の柱に共架することができる場合には、単独
	柱の占用を認めないこと。
許 位置関係	1 「【1】電柱及び電話柱(支柱、支線を含む)」の基準を準用すること。
可・	2 上空電線を伴うものであるため、「【6】有線音楽放送線、有線テレビジョン放送線、
基物件関係	共同アンテナ用ケーブル」の基準を併せて、審査すること。
準	
特記条件	1 「【1】電柱及び電話柱(支柱、支線を含む)」及び「【6】有線音楽放送線、有線テ
	レビジョン放送線、共同アンテナ用ケーブル」の基準を準用すること。

1: 用語

「有線放送柱」とは、 CATV線、音楽有線 放送線、共同アンテナ 用ケーブル等の上空放 送用電線の類を支持す る柱をいう。

2:【実務】

「やむを得ないもの」 とは、隣接土地所有者 の柱建立不同意等の場 合など。必要によって は、当該隣接土地所有 者との協議書、交渉記 録等を提出させ確認す ること。

【3】 信号機柱(公安委員会が設置するもの)

許可の方針	1 道路交通法等に基づき設置されるものであるため、原則として柱の建植位置についてのみ審査すること。 ¹ 2 公安委員会が設ける場合には、許可手続にかえて協議手続で処理することになっているが、当分の間、占用申請と同様の事務手続きとすること。なお、物件が広範囲かつ大量に設置されることが考えられるため、一括申請を行うよう積極的に調整を行うこと。 3 一般交通の支障となる占用物件の数量を縮減するため、電柱又は電話柱へ二次占用する
	よう指導すること。
	4 公安委員会が設ける単独信号機柱については、看板、電線等の2次占用物件の設置は認めない。ただし、公安委員会が認めたものはこの限りでない。
位置関係	1 歩道を有する道路にあっては、歩道内の車道寄りに設置させること。
許	2 歩道を有しない道路にあっては、法敷又は路端寄りに設置させること。
可	3 上記1又は2によることが困難又は不適当と認められる場合においては、道路管理者が
基	道路の構造に支障を及ぼすおそれが少ないと認める箇所に設置させること。
準	4 信号機の最下部と路面との距離は4.7m以上確保させること。ただし、歩道を有する道路
	の歩道上においては、2.5m以上とすることができる。 ²
物件関係	
	構造又は交通に支障を及ぼさない構造とさせること。
	2 道路交通法等の関係法令で認められた構造、規格とさせること。
補完資料	
その他	1 信号機柱と信号灯が併せて申請された場合は、各々許可せず、信号機柱とみなして許可すること。
	2 当該物件の設置により、背後地の将来利用(将来の乗り入れ口設置等)について支障が 出る可能性があるため、十分留意するよう指導すること。

1:【実務】

車道に突出する信号灯 については、特に規制 及び制限しないこと。

2:【実務】

歩道上の2.5mは、あくまでも、最低離隔距離であるため、可能な限り、地上との距離を確保できるよう指導すること。

【4】 街灯(電柱又は電話柱に添加されたものを除く。)

許可の方針 1 道路敷内における街灯及び照明施設は、本来道路管理者が設置すべきものであるため、 申請理由及び内容を十分検討し、道路管理者側で設置することが困難又はすみやかに設置 できない場合に限って認めることができる。 2 地方公共団体、地元の町内会、商店会その他これらに準ずるもの(以下、地域団体とい う。)が、その町内の安全確保、又は防犯のために設置するものに限り占用を認めるこ 3 道路の敷地外に余地がないためやむを得ないもの「に限り占用を認めること。 4 照明に係る電気代等は必ず占用者側の負担とすること。 道路照明の完備した箇所には原則として設置を認めないこと。 6 近隣に柱類がある場合は、積極的に二次占用として共架するよう指導すること。 ただし、道路付属物や信号機等の共架禁止物件は除くものとする。 位置関係 1 設置位置は、幅員2.5m以上の歩道を有する道路にあっては、歩道内の車道寄りに設置さ 許 せることとし、歩車道境界線から0.25m民地側へ離れた位置に設置させること。 可 2 歩道を有しない道路にあっては、路端寄りに設置させること。なお、幅員が狭小な道路 基 については、民地内への建植又は軒先に添加するような方法を検討させることとし、道路 準 敷内への設置は極力認めないこと。 3 灯具の最下部と路面との距離は、4.7m以上確保させること。ただし、歩道上に設置する 場合、やむを得ない事情がある場合は、2.5m以上とすることができる。 ² 4 道路が交差し、接続し、又は屈曲する箇所には、一般交通の支障となる場合があるため 設置は極力抑制すること。ただし、防犯及び安全上やむを得ないと判断できる場合は認め ることができる。 5 交通信号機、道路標識の効用を阻害するおそれのある場所及び一般交通の視界を阻害す るおそれのある箇所への設置は認めないこと。 物件関係 1 街灯を支持する柱は金属柱又は鉄筋コンクリート柱とし、原則として柱の最大直径等は 0.25m以下にさせること。 2 同一沿線上における街灯及び支持柱は、形状、色彩及び構造を統一させること。なお、 形状等は景観と十分調和したものにさせること。 3 占用物件は相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落石等により道路の 構造又は交通に支障を及ぼさない構造とさせること。 4 形状等は、信号灯に類似させないこと。 5 街灯及び支持柱への営利を目的とした広告等の添加は認めないこと。ただし、地域団体 が自らの費用において街灯施設を設置及び維持管理するにあたり、地域振興等に配慮し、 広告添加掲出者と調整等を行なった場合はこの限りでない。3 6 街灯は、適切な照度を保持するものに限るものとし、点滅式は認めないこと。 4 補完資料 1 占用申請の際に、当該物件に係る耐用年数を記載するよう指示すること。 2 広告等を添加する場合は、申請者と広告掲出者が調整した協議又は契約書等を提出する よう指示すること。 3 そ の 他 1 当該物件の設置により、背後地の将来利用(将来の乗り入れ口設置等)について支障が 出る可能性があるため、十分留意するよう指導すること。 特 記 条 件 ・ 継続して照明施設が機能しないときなどに、道路管理者が撤去、移設又は修繕の指示又 は命令をしたときは、すみやかにその指示等に従わせること。 照明の照度等には注意を払い、消耗又は老朽等が確認された場合はすみやかに修繕させ ること。 耐用年数が経過したものについては、修繕又は改造等しない限り、占用期間の延長は認 めないこと。なお、当該事由等により道路管理者から命令又は指示を受けた場合は、占用 者自身に、自らの費用において撤去等させること。

1:【実務】

「やむを得ないもの」 とは、隣接土地所有者 の街灯建立不同意等の 場合など。必要によっ ては、当該隣接土地所 有者との協議書、交渉 記録等を提出させ確認 すること。

2:【実務】

歩道上の2.5mは、あくまでも、最低離隔距離であるため、可能な限り、地上との距離を確保できるよう指導すること。

3:【実務】

ほとんど街灯占用者と 広告掲出者とが相違す るため、維持管理者を 明確にさせ、管理等に おける対応を徹底させ ること。

4:【実務】

点滅式は、一般交通の 視界を阻害又は影響を 与えるため、許可しな いこと。

また、必要以上の照 度のものは認めないよ うにすること。

【5】 電線、電話線(共架電線その他上空電線) 1

許可の方針	 1 道路の敷地外に、当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ない場合に限り 占用を認めることができる。 2 許可できるものは、既設電柱等への添架の合意等があった二次占用物件に限ることと し、新たな柱類の設置は抑制すること。ただし、当該既存の電柱の構造や既設電線の架設 状況等から共架が困難な場合においては、既存の電柱を建替える等の措置が講じられない ときは、新たな柱類の設置を認めることができる。 3 電柱類の地中化が行われている区域については、地下への埋設物件のみ許可すること。 4 県又は関係法令の基準等に沿った物件及び設置方法に限って、占用を許可すること。
位置関係 許可基準	1 電線の高さは、路面から5.0m以上確保させること。ただし、既設電柱への共架その他技術上やむを得ず、かつ、道路の構造又は交通に支障をおよぼすおそれの少ない場合においては4.7m以上、歩道を有する道路の歩道上においては2.5m以上とすることができる。 ² 2 地上電線を既設電線に共架する場合においては、相互に錯綜することなく、保安上支障がない程度に離隔を確保させること。ただし、保安上支障がなく、技術上又は公益上やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。 3 道路管理者自らが設置した道路施設又は道路附属物等への共架は、許可しないこと。4 公安委員会自らが設置した信号機柱、道路交通標識等の道路交通管理施設への共架は、認めないこと。ただし、公安委員会が認めたものはこの限りでない。
物件関係	1 占用物件は相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とさせること。 2 変圧器、分配器その他の物件の設置又は取付の位置は、電柱及び電線の支持力、重量、大きさ等を勘案して道路管理上支障とならない位置に設置させること。 3 主たる設置目的に抵触する関係法令で指定又は定められた物件のみ認めること。 4 占用物件となる電線の内容を明確にするため、支持柱の引き留めバンド付近に占用者独自で設定した着色テープ又は表示板等の類を、規則的に添加するよう指導すること。3
補完資料	
その他	

1: 用語

当項に規定する電線及 び電話線(以下、電線 という。)は、電気事 業法に規定する電気事 業者又は、電気通信事 業法に規定する第1種 電気通信事業者が設け る線類とする。

2:【実務】

歩道上の2.5mは、あくまでも、最低離隔距離であるため、可能な限り、地上との距離を確保できるよう指導すること。

3:【実務】

不法占用の防止、電線 内容の明確化、及び電 線添加者保護等のため 添加するよう指導する こと。

【6】 有線音楽放送線、有線テレビジョン放送線、共同アンテナ用ケーブル

許可の方針 1 本項目に明記する各種線類の分類は次のとおりとする。

:有線により主に音楽等を放送する事業者が設ける線 有線音楽放送線

有線テレビジョン放送線 :有線により主にテレビ映像等を放送する事業者が設

(CATV線) ける線類

山間部系共同アンテナ用ケーブル:山間部や離島などにおけるテレビ放送の難視聴解消

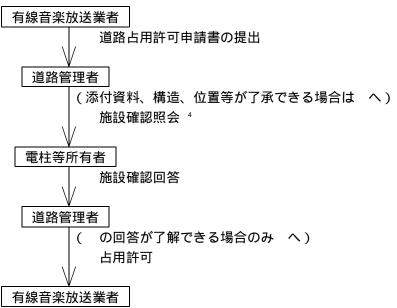
のため、地域住民が組織化して設置する線類。

市街地系共同アンテナ用ケーブル:高層ビル、送電塔等の立地により電波障害が発生し

た場合に、テレビ放送の配信を補償するときに設け

る線類。1

- 2 道路の敷地外に、当該場所に代わる適当な場所がなく、やむを得ない場合 2に限り占用 を認めることができる。
- 3 許可できるものは、既設電柱等への添架の合意等があった二次占用物件に限ることと し、新たな柱類の設置は抑制すること。ただし、当該既存の電柱の構造や既設電線の架設 状況等から共架が困難な場合において、既存の電柱を建替える等の措置が講じられないこ とに合理的な理由があるときは、新たな柱類の設置を認めることができる。
- 4 有線音楽放送線の申請があった場合、既設電柱等への添加の合意等を確認する標準的な 処理の流れは、次のとおりとする。 3



- 5 電柱類の地中化が行われている区域については、地下への埋設物件のみ許可すること。
- 6 管理している道路で、同一占用者における不法占用物件が確認されている場合は、当該 不法占用物件の適正化を行わない限り、新たな占用許可(期間更新の許可は除く)は行わ ないこと。ただし、当該不法占用物件の申請を行うことを書面で確約した場合などは、こ の限りでない。
- 7 県又は関係法令の基準等に沿った物件及び設置方法に限って、占用を許可すること。
- 8 架空線を自社柱で支持するときは、【2】有線放送柱と併せて審査すること。

許

可

基

準

- 位置関係 1 電線の高さは、路面から5.0m以上確保させること。ただし、既設電柱への共架その他技 術上やむを得ず、かつ、道路の構造又は交通に支障をおよぼすおそれの少ない場合におい ては、4.7m以上、歩道を有する道路の歩道上では、2.5m以上とすることができる。 5
 - 2 地上電線を既設電線に共架する場合においては、相互に錯綜することなく、保安上支障 がない程度に離隔を確保させること。ただし、保安上支障がなく、技術上又は公益上やむ を得ない事情があると認められるときは、この限りでない。
 - 3 道路管理者自らが設置した道路施設又は道路附属物等への共架は、許可しないこと。
 - 4 公安委員会自らが設置した信号機柱、道路交通標識等の道路交通管理施設への共架は、 認めないこと。ただし、公安委員会が認めたものはこの限りでない。

|物件関係| 1 占用物件は相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下等により道路の

1:【実務】

この場合の申請は、高 層ビル等の設置者から 提出される場合と、送 信者又は配信対象者が 構成する団体から提出 される場合がある。

2:【実務】

「やむを得ない場合」 とは、隣接土地所有者 の設置不同意等の場合 など。必要によって は、当該隣接土地所有 者との協議書、交渉記 録等を提出させ確認す ること。

3:【実務】

下欄備考の各通知等に 留意すること。

4: { 樣式等 }

昭和47年9月20日付建 設省道政発第63号「有 線音楽放送施設の道路 占用の取扱いについて 」建設省道路局長通達 別記様式「有線音楽放 送施設の道路占用につ いて (照会) 」

5:【実務】

歩道上の2.5mは、あく までも、最低離隔距離 であるため、可能な限 り、地上との距離を確 保できるよう指導する こと。

構造又は交通に支障を及ぼさないものとさせること。

- 2 増幅器、メッセンジャーワイヤー、分配器その他の物件の設置又は取付の位置は、電柱 及び電線の支持力、重量、大きさ等を勘案して道路管理上支障とならない位置に設置させ
- 3 上空線の占用については、起点(幹線からの分岐点等)から終点(顧客への目的地点) の経路を必ず図面により明示させ、申請漏れの無いよう取り扱うこと。
- 4 占用者を明らかにするため、電線等には占用者名を明示させること。
- 5 主たる設置目的に関する法令で指定又は定められた物件のみ認めること。

- 補完資料 1 申請書の記載にあたっては添加線種、電柱所有者別の電柱番号及び本数を記入させ、平 面図として添加区間の図面(3,000分の1以上の平面図)を、2部(正・副)(ただし、有線 音楽放送線の申請については、電柱等所有者への施設確認用を加える。)添付させるこ
 - 2 有線テレビジョン放送施設に係る道路占用許可申請書の添付図書については、必要最小 限のものとすること。 5
 - 3 占用物件の確認をおこなうため、必要により他の道路管理者の占用許可書を添付させる などして、放送施設等のネットワーク状態でを確認すること。
 - ・ 施設設置の工事施工者は、当該工事を行うのに必要な施工資格又は技術を有する者に行 わせること。

特 記 条 件 ・ 将来、当該架空線を支持する電柱の所有者等に係る電線が地中化される場合には、合わ せて地中化させること。

6:「参考法令等」 H8.6.28付建設省道政 発61号道路局路政課長 発「有線テレビジョン 放送施設の道路占用許 可申請書の添付書類に ついて」

7:【実務】

放送発信所から顧客へ のルートを特定する場 合に提出を指示するな ど。

【7】 地下電線

許	可の方針	1 地下電線のみを直接敷設することは認めず、必ず鞘管等の電線防護施設の内部に設置させること。2 鞘管等の電線防護施設の占用については、【20】地下埋設管路関係の「許可の方針」を準用し、審査すること。
	位置関係	1 【20】地下埋設管路関係の「許可基準」を準用し、審査すること。
許一	・ - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	
可基	物件関係	
準	補完資料	1 他の占用者の鞘管等に地下電線を挿入するときは、二次占用扱いとなるため、必ず鞘管所有者又は管理者の承諾書、契約書等の資料を添付させること。
	その他	

【8】 変圧塔、送電塔

許	可の方針	1 道路の敷地外に当該場所に代わる適当な場所がなく 1、やむを得ず脚柱の一部が法敷に入るとき以外は、占用を認めないこと。
許可基準		1 脚柱は、鉄骨等強固な構造とさせること。2 工作物の周囲には、危険防止柵(ガードレール、立入防止柵等)を設けるよう指導すること。3 鉄塔の維持管理を行う場合は、道路交通に支障を与えないよう計画させること。
	物件関係	1 占用物件は相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下等により道路の 構造又は交通に支障を及ぼさない構造とさせること。2 架空電線以外は、車道及び歩道上にはみ出さないよう措置させること。

1:【実務】

「道路の敷地外に当該場所に代わる適当な場所に代わる適当な場所がなく」とは、隣接土地所有者の設置不同意等の場合など。必要によっては、当該隣接土地所有者との協議書、交渉記録等を提出させ確認すること。

【9】 PHS無線基地局 1

許可の方針		1 既存の電柱、電話柱及び公衆電話所等(以下、被添加工作物という。)への二次占用の み認めることとし、独立柱の設置は認めないこと。 2 電線類地中化計画への支障が懸念されるため、積極的に民地内に建立等されている物件
		に添加するよう指導すること。
許可基準	位置関係	1 道路管理者の管理する道路附属物等への添加は認めないこと。2 公安委員会が所有する信号柱等への二次占用は認めないこと。ただし、公安委員会が認めた場合はこの限りでない。3 複数の基地局を、同一の被添加工作物に添加することは認めないこと。
	物件関係	1 物件の設置位置、構造等は、建設省事務連絡 ²³ を基本とさせること。 2 基地局には、広告物の添加及び塗装は認めないこと。 3 基地局の色彩は、周囲の環境と調和させること。 4 基地局の外径寸法は、電気通信事業法等の規格で定められたものとさせること。 5 基地局の添加及び取付は、堅固で落下等のおそれがないようにするほか、被添加工作物の構造に支障を与えないよう配慮された構造とさせること。 6 設置にあたっての配線及び配管等については、可能な限り目立たないよう工夫させること。 と。
•	補完資料	1 電柱、電話柱及び公衆電話所等への二次占用にあたっては、被添加工作物の管理者又は 所有者の承諾書又は同意書を添付させること。
	その他	
特	記条件	・ 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合及び電線類地中化を行うため、 基地局が添加されている工作物につき改築、移転、除却、その他の措置を行う必要が生じ た場合には、占用者自身に、自らの費用負担により、基地局の改築、移転、除却その他必 要な措置を講じさせること。

1:[参考法令等] H7.1.26付建設省道政 発第4号道路局長通達 「PHS無線基地局の 道路占用の取扱いにつ いて」

2:[参考法令等] H7.1.26付建設省道路 局路政課長補佐事務連 絡「PHS無線基地局 の街灯等への設置の取 扱いについて」

3:[参考法令等] H7.5.26付建設省道路 局路政課長補佐事務連 絡「PHS無線基地局 の街灯等への設置の取 扱いについて」

【10】 公衆電話所

許可の方針		1 道路の敷地外に余地がないためやむを得ないもの「に限り、占用を認めることができる。
		2 道路管理上及び道路交通管理上、支障となる箇所には設置を認めないこと。。 3 電気通信事業法及び関係法令に規定された施設、工法及び構造に限って認めること。
		4 占用物件が設置されたときの利用にあたって、歩行者の不適切な道路横断や、一般交通を停滞させるなどのことが想定される位置には設置を認めないこと。
許	位置関係	1 法敷のある道路にあっては、法敷に設置させること。 2 法敷がなく、歩道を有する道路にあっては、原則として歩道上の車道寄りに設置させる
可基		こととし、歩車道境界線から0.25m民地側へ離れた位置に設置させること。ただし、歩道の残幅員が2.0m未満となる場所は設置を認めないこと。
準		3 道路が交差し接続し、又は屈曲する地点から5.0m以内は設置を認めないこと。
	物件関係	1 占用物件は相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、破損等により道路の 構造又は交通に支障を及ぼさない構造とさせること。
	A-P- NO del	2 営利を目的とした宣伝広告の添加、貼付及び塗色は認めないこと。
	補完資料	
	その他	1 公衆電話ボックス内に設置されるテレホンカード自動販売機の二次占用については、建 設省通達に準じて審査及び許可すること。 ²³

1:【実務】

「やむを得ないもの」 とは、隣接土地所有者 の設置不同意等の場合 など。必要によって は、当該隣接土地所有 者との協議書、交渉記 録等を提出させ確認す ること。

2:[参考法令等] S62.12.22付建設省道 政発第79号路政課長通 達「公衆電話ボックス 内に設置されるテレホ ンカード自動販売機の 道路占用について」

3:[参考法令等] H4.6.10付建設省道政 発第47号路政課長通達 「公衆電話ボックス内 に設置されるテレホン カード自動販売機の道 路占用について」

【11】 郵便差出箱(郵便ポスト)

許可の方針		1 道路の敷地外に余地がないためやむを得ないもの「に限り占用を認めることができる。
許可基準	位置関係	1 道路構造、道路附属物、電柱及び標識等の路上施設の設置状況を勘案し、道路管理上支障とならない下記の箇所に限って設置を認めること。 (1) 道路の法敷 (2) 郵便差出箱を設置した後、有効幅員が、原則として2.0m以上(自転車歩行者道では3.0m以上)確保できる歩道上。
		 (3) 道の駅、サービスエリア、パーキングエリアに設置する場合は、自動車の駐車の用に供されていない箇所。 (4) 道路が交差又は屈曲する地点等で、一般交通に対して支障のとなるおそれがない箇所。 (5) その他、道路管理上及び道路交通上に支障のない箇所。 2 占用物件が設置されたときの利用にあたって、歩行者の不適切な道路横断や、一般交通を停滞させるなどのことが想定される位置には設置を認めないこと。
	物件関係	 1 占用物件は相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、破損等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とさせること。 2 郵便関係法令等で規定された物件に限ること。 3 郵便差出箱へは、周知板を取り付けることができる。² 4 路面へ固定するなど、容易に移動できないものとし、十分な安全性、耐久性を具備したものとさせること。 5 営利を目的とした宣伝広告の添加、貼付及び塗色は認めないこと。
	補完資料	
	その他	

1:【実務】

「やむを得ないもの」 とは、隣接土地所有者 の設置不同意等の場合 など。必要によって は、当該隣接土地所有 者との協議書、交渉記 録等を提出させ確認す ること。

2:[参考法令等] S58.8.13付建設省道政 発67号道路局長通知「 郵便差出箱への周知板 の取付について」

【12】 広告塔

許	可の方針	
		できる。
		2 営利目的の物件及び添加、貼付等の占用は認めないこと。
		3 県の定める許可基準等、関係法令で承認できないもの「は認めないこと。
	位置関係	
許		ること。
可		2 道路が交差し、接続し又は屈曲する地点から10.0m以内は設置を認めないこと。
基		3 信号機、道路標識及び道路交通標識の効用を妨げる箇所への設置は認めないこと。
準		4 道路の有効幅員及び視認性を狭くするなど、道路構造及び道路交通に支障を与える箇所
		への設置は認めないこと。
		5 物件の設置により一般交通の安全を阻害するおそれがあるものは認めないこと。
	物件関係	1 占用物件は相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、汚損
		等により美観を損ない、又は道路の構造あるいは一般交通に支障を及ぼすおそれのない構
		造とさせること。
		2 三重県屋外広告物条例で許可できる範囲内とさせること。
		3 信号機又は道路標識に類似した色彩、形状は認めないこと。
		4 デザイン及び表示内容は、美観風致を損わないものとさせること。
		5 歩行者、車両運転者等に心理的緊張を与えるものは認めないこと。
	補完資料	1 占用申請にあたっては、当該申請物件の耐用年数を明記させること。
	その他	
特	記 条 件	・ 耐用年数が経過したものについては、修繕又は改造等しない限り、占用期間の延長は行
		わないものとする。
		なお、当該事由等により所長から命令又は指示を受けた場合は、占用者自らに、自らの
		費用においてすみやかに撤去等させること。

1:[参考法令等] S41.10.7付三重県条 例第45号「三重県屋外 広告物条例」

【13】 ゴミ収集所、コインロッカー、屋台、仮設店舗、材料(土石、材木、瓦その他の工事用材料) 置場、その他これらに類する施設

許	可の方針	1 占用することにより、道路管理上及び道路交通上支障となる場合が多いので、原則とし
		て占用は認めないこと。
		2 営利目的、私的都合に関するものについては厳に抑制することとし、公共的、地域的問
		題として、道路の敷地外に当該場所に代わる適当な場所がないなど、やむを得ない場合 1
		に限って占用を認めることができる。
		3 構造及び利用目的上、消耗又は老朽することが著しく激しいと考えられる占用物件につ
		いては、適切な維持管理を行うことができる占用者に限って、占用を認めること。
		4 材料及び物品等の散乱、放置、漏水、悪臭等により道路管理、交通安全、環境衛生及び
		周辺の景観の支障となる場合が想定される物件については、許可しないこと。
		5 一時的なものは、必ず撤去される見込みのあるものに限ること。
		6 営利を目的とした宣伝広告の添加、貼付及び塗色は認めないこと。ただし、屋台、仮設
		店舗の占用者が、自らの屋台等に添加する場合はこの限りでない。
	位置関係	1 原則として占用の場所は法敷とし、歩道、車道等の一般交通の用に供されている箇所及
許		び供される見込みがある箇所への設置は認めないこと。
可		2 原則として、道路を損傷することなく設置できる施設に限ること。
基		3 側溝及び路面の排水を妨げない構造とさせること。
準		4 占用箇所は、道路標識、道路交通標識、信号機、横断歩道、バス停留所、消火栓等の公
		共物の機能を阻害しない位置とさせること。
		5 道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所又は付近には占用を認めないこと。
		6 占用物件の利用にあたって、歩行者の不適切な道路横断や、一般交通を停滞させるなど
		のことが想定される位置には認めないこと。
	4年/4月日/ズ	
	物件関係	
		2 占用物件の規模は、必要最小限とさせること。
		3 ゴミ、材料等の散乱を防止する措置を講じさせること。
		4 占用物件には管理者名等を明示させること。なお、ゴミ収集所においては、収集時間、
		収集内容等の適切に利用できる方法等を明示させること。
		5 道路区域内への永久的な工作物及び建築物の設置は、厳に抑制すること。
	補完資料	
		2 道路改良工事が予定されている箇所への、原則として新たな占用物件の設置は認めない
		こと。ただしやむを得ない場合は、改良工事が行われる際、占用者が自身の負担によりす
		みやかに撤去することを確約させること。
		4 ゴミ収集所、材料置場においては、ゴミ、材料等の収集時期及び利用回数等を明らかに
		した使用計画書等を添付させること。
	その他	1 ゴミ収集所においては、定期的にゴミ等を集めることが担保される占用者に限ること。
		なお、占用者が他の者に管理委託する場合は、当該委託者との契約書又は協議書等を添
		付させること。
1		1100000

1:【実務】

「やむを得ない場合」 とは、隣接土地所有者 の設置不同意等の場合 など。必要によって は、当該隣接土地所有 者との協議書、交渉記 録等を提出させ確認す ること。

【14】 ベンチ

許可	可の方針	 1 道路敷内におけるベンチは、本来道路管理者が設置すべきもの「であるため、申請理由及び内容を十分検討し、道路管理者側で設置することがすみやかにできない場合に限って認めることができる。 2 ベンチは、バス停留所、タクシー乗り場、高齢者等の交通弱者が多数利用する施設の周辺、コミュニティー道路、遊歩道、道の駅、サービスエリアなどに設置する場合など、歩行者の利用形態から判断し、地域及び道路周辺環境の実情に応じ、公益上設置することが妥当な場合に限って許可することができる。 3 占用者は、路線バス事業者、タクシー事業者の団体、地方公共団体、自治会、商店会その他これらに準ずるものであって、的確な管理能力を有すると認められる者に限ること。
許可基準	位置関係	1 設置箇所は道路構造、道路附属物、電柱及び標識等の路上施設の設置状況を勘案し、道路管理上支障とならない下記の箇所に限ること。 (1) 道路の法敷 (2) ベンチを設置した後、有効幅員が、原則として2.0m以上(自転車歩行者道では3.0m以上)確保できる歩道上。 (3) 道の駅、サービスエリア、パーキングエリアに設置する場合は、自動車の駐車の用に供されていない箇所。 (4) その他、道路管理上及び道路交通上に支障のない箇所。 (5) 道路が交差又は屈曲する地点等で、一般交通に対して支障のとなるおそれがない箇所。
	物件関係補完資料	 2 路面へ固定するなど、容易に移動できないものとし、十分な安全性、耐久性を具備させること。 3 広告の添加(塗布を含む。)は認めないこと。ただし、条例 ²で定める寄贈者広告についてはこの限りではない。 4 占用者又は維持管理者名を記入させること。
	その他記条件	導すること。

1:[参考法令等] H6.6.30付建設省道政 発第32号建設省道路局 長通達「ベンチ及び上 屋の道路占用の取扱い について」

2: [参考法令等] S41.10.7付三重県条 例第45号「三重県屋外 広告物条例」

【15】 公衆用ゴミ容器、公衆用吸いがら容器

討	F可の方針	1 一般歩行者の通行の頻繁な歩道(車道と歩道が明らかに分離されている箇所に限る。)
		内で、次の利用の目的に限って占用を認めることができる。
		(1) 地方公共団体が、公共の福祉の増進のために設けるもの。
		(2) 公共的団体が、美化活動等の目的のために設け、営利を目的としないもの。
		(3) バス又は鉄道事業者が、バス停留所又は駅前広場付近の公共の美化活動のために設
		け、営利を目的としないもの。
		(4) ボランティア団体が、公共の福祉及び公衆美化活動等のために設け、営利を目的と
		しないもの。
		2 当該占用物件に関しては、構造及び目的上、消耗又は老朽化が著しく激しいため、適切
		な維持管理を行うことができる占用者に限って許可を認めること。
		3 当該占用物件自体には、占用者名(又は維持管理者名)を必ず表示させることとする
		が、営利を目的とした宣伝広告の添加、貼付及び塗色は認めないこと。
	位置関係	1 設置を認める箇所は一般交通に支障のない歩道敷内とし、歩車道境界線から0.25m民地
討	Ŧ	側へ離れた位置とすること。ただし、設置により歩道の有効幅員が2.0m未満となる箇所へ
-	J	の設置は認めないこと。
基	<u>ŧ</u>	
阵	物件関係	1 物件の色彩は、都市の美観を損わないものとさせること。
		2 物件の高さは1.5m未満とし、幅は1.0m未満とさせること。
		3 転倒防止のため路面に固定するなど、一般交通の障害とならないよう完全な措置を行わ
		せること。
		4 占用物件は相当強度の風雨に耐える堅固なもので、倒壊、汚損、老朽等により美観を損
		い、又は公衆に危険を及ぼすおそれのない構造とさせること。
		5 物件には占用者名又は管理者名を表示させることとし、サイズは5cm×10cm以内で、容易
		に欠落しないよう表示させること。
		6 広告の添加(塗布を含む。)は認めないこと。ただし、条例 1で定める寄贈者広告につ
		いてはこの限りではない。
		7 占用物件を複数設置する場合は、規格、構造、色彩等を統一させること。
	補完資料	1 ゴミ等の収集時期及び回数等を明らかにした管理内容を添付させること。
	その他	1 占用者は定期的にゴミ等を集めることが担保される者に限ること。なお、占用者が他の
		者に管理委託する場合は、当該委託者との契約書又は協議書等を添付させること。

1:[参考法令等] S41.10.7付三重県条 例第45号「三重県屋外 広告物条例」

【16】 フラワーポット 花壇

許	可の方針	 1 道路の美化に寄与するものに限り、占用を認めることができる。 2 道路敷内に一般交通の利用に頻繁に利用していない部分があり、かつ、道路の敷地外に余地がないためやむを得ないものに限り、占用を認めることができる。 3 地方公共団体、自治会、ボランティア団体その他公共の福祉及び美化の増進を目的として活動している団体に限って占用を認めることができる。 4 営利を目的とした占用物件又は施設の設置、塗色、貼付等は認めないこと。 5 囲いを用いた花壇については囲い内施設、容器を用いた花壇については容器物件を占用物件として取り扱うこと。
		(参 考) 桜、銀杏等の樹木のみの設置については、占用物件として取り扱わず、道路 法第24条に規定する「道路の維持」として取り扱うこと。 ¹
	位置関係	
許	고묘저씨	2 占用箇所は一般交通の視覚及び交通障害を及ぼさない位置に限ること。
司		
"	物件関係	
準		せること。この場合、路面へ固定するなど容易に移動できないものとし、十分な安全性、
		耐久性を具備させること。
		2 囲い等となる施設の場合は、土砂、汚泥等で道路を汚損しない構造とさせること。
		3 占用物件は、倒壊、はく離、汚損等により美観を損い、道路の構造に支障を及ぼさない
		構造とさせること。
		4 色彩及び規格は、都市の美観を損わないよう配慮させること。
		5 物件には占用者名又は管理者名を表示させることとし、サイズは5cm×10cm以内で、容易
		に欠落しないよう表示させること。
		6 広告の添加(塗布を含む。)は認めないこと。ただし、条例 º で定める寄贈者広告につ
		いてはこの限りではない。
		7 植栽する花木類は一般交通に対して、視認性の悪化及び交通障害を及ぼさないものに限
		ること。
	補完資料	
	その他	
特	記条件	・ 道路環境を乱し、周辺の美観を損なっている場合、または損なうおそれがあると判断で きるときは、占用者にすみやかに清掃又は伐採等の作業を行わせること。
<u> </u>		

1:【実務】

2: [参考法令等] S41.10.7付三重県条 例第45号「三重県屋外 広告物条例」

る費用は、申請者が全 て負担するもののみに 限ることとする。

【17】 カーブミラー

許	可の方針	 1 占用道路の敷地外に余地がないため、やむを得ないもの「に限り認めることができる。 2 設置する物件の主たる利用目的が一般交通を対象としている場合²は、法24条の承認工事として審査し、道路管理者の管理物件として処理すること。
	位置関係	1 原則として、道路構造令施行規則(昭和46年3月31日建設省令第7号)、道路反射鏡設
許	•	置指針(社団法人日本道路協会)に準じた位置に設置させること。
	物件関係	なお、道路交通量、道路周辺状況等により基準に準じることができない場合は、現地調
基		査等により、道路管理及び道路交通に支障がない位置及び構造に限って許可すること。
準		2 鏡の最下部と路面との距離は、1.8m以上確保させること。
		3 占用物件は相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下等により道路の
		構造又は交通に支障を及ぼさない構造とさせること。
		4 一般交通の支障とならない位置、構造に限ること。
		5 鏡面裏側に位置する支柱面に占用者名又は管理者名を表示させることとし、サイズは
		5cm×10cm以内で、容易に欠落しないよう表示させること。
		6 広告の添加(塗布を含む。)は認めないこと。ただし、条例 3で定める寄贈者広告につ
		いてはこの限りではない。
	補完資料	1 構造を確認するため、必要によって構造計算書を添付させること。
	その他	1 他の道路管理者が管理する場合は、協議により維持管理の調整をすること。

1:【実務】

「やむを得ないもの」 とは、隣接土地所有者 の設置不同意等の場合 など。必要によって は、当該隣接土地所有 者との協議書、交渉記 録等を提出させ確認す ること。

2:【実務】

「主たる利用目的が一般交通を対象としている場合」とは、視距の改良等、当該管理道路利用者の安全確保のために設置する必要があると認められるものをいう。

3: [参考法令等] S41.10.7付三重県条 例第45号「三重県屋外 広告物条例」

【18】 バス待合所 (バス停留所上屋又はタクシー乗り場上屋等)

|許可の方針| 1 待合所は、バス停留所、タクシー乗り場、高齢者等の交通弱者が多数利用する施設の周 辺に設置する場合など、歩行者及び交通用具利用者の利用形態から判断し、地域及び道路 周辺環境の実情に応じて許可することができる。 2 道路敷内におけるベンチは、本来道路管理者が設置すべきもの つであるため、申請理由 及び内容を十分検討し、道路管理者側で設置することがすみやかにできない場合に限って 認めることができる。 3 占用者は、路線バス事業者、タクシー事業者の団体、地方公共団体、自治会、商店会そ の他これらに準ずるものであって、適切な管理能力を有すると認められる者に限って認め ることができる。 位置関係 1 設置箇所は、道路構造、道路附属物、電柱及び標識等の路上施設の設置状況を勘案し、 許 道路管理上支障とならない下記の箇所に限ること。 可 (1) 道路の法敷を利用した箇所。 基 (2) 待合所を設置した後、有効幅員が、原則として2.0m以上(自転車歩行者道では3.0 準 m以上)確保できる歩道上。 (3) 道の駅、サービスエリア、パーキングエリアに設置する場合は、自動車の通行又は 駐車の用に供されていない箇所。 (4) その他、道路管理上及び道路交通上に支障のない箇所。 (5) 近傍に視覚障害者誘導用ブロックが設置されている場合には、ブロックとの間に十 分な間隔を確保できる箇所。 (6) 信号機、道路標識、道路照明灯その他の道路施設の効用を妨げ、又は道路の見通し を阻害しない箇所。 物件関係 1 占用物件は相当強度の風雨に耐える堅固なもので、倒壊、汚損、老朽等により美観を損 い、又は公衆に危険を及ぼすおそれのない構造とさせること。 2 待合所には、原則として壁面を設置させないこと。ただし、風雪等のため特に壁面を設 ける必要があり、かつ、道路管理上及び道路交通上支障のない場合においては、この限り でない。 3 上記に関わらずバス待合所については、バスの公共交通機関としての性格から待合施設 として多様な機能が期待されると考えられるので、バス停留所には地域及び利用状況に応 じ、壁面を有する上屋を許可することができる。 4 待合所の道路縦断方向直角の幅は、2.0m以下とさせること。ただし、歩道有効幅員が 5.0m以上ある場合は、3.0m以内とすることができる。 5 待合所の道路縦断方向の長さは、必要最小限とさせること。 6 屋根及び梁の最下部と路面との距離は、2.5m以上確保させること。² 7 待合所の支柱の本数は、道路交通への影響を勘案して、可能な限り縮減させること。 8 壁面の幅及び高さは、上屋の幅及び高さを超えさせないこと。壁面の面数は、3面以内 とし、その材質は、透明なものとさせること。 9 待合所の色彩及び構造は、周辺環境の美観を損なわないものとし、内外を問わず、華美 な塗装及び装飾のための電気設備の設置は認めないこと。 8 屋根部の勾配は、車道側に支柱を設置する場合にあっては車道側へ、民地側又は民地へ 支柱を設置する場合は民地側への下り勾配とさせること。 9 待合所は、道路標識、交通信号機、道路交通標識等の視認に対して支障とならないよう にさせること。 10 待合所の主要構造部は、他の建築物に接触させないこと。 11 占用者又は維持管理者名を記入させること。 補完資料 1 バス停留所の日覆いを設置することによって沿道住民等に影響をおよぼすおそれがある 場合は、これらの者の同意書を添付させること。 2 支柱を民地に設置する場合は、当該土地所有者又は管理者の同意書を添付させること。 3 既設の占用物件である上屋に壁面を設置する場合には、道路法32条3項の軽易な変更 として取扱うこと そ の 他│1 占用者からあらかじめ、占用物件の管理規定等を提出させ、その管理に万全を期するよ う指導すること。 2 照明等の電気施設は、必要最小限ととし、照明に係る電気代等は必ず占用者側に負担さ

1:[参考法令等] H6.6.30付建設省道政 発第32号建設省道路局 長通達「ベンチ及び上 屋の道路占用の取扱い について」

2:【実務】

歩道上の2.5mは、あくまでも、最低離隔距離であるため、可能な限り、地上との距離を確保できるよう指導すること。

特 記 条 件 ・ 施設の老朽化、腐食、変形等により、道路管理、一般交通及び周辺環境に影響すると判断されるもの、又は美観を著しく損なう場合は、占用者自らにおいてすみやかに修繕又は撤去させること。

【19】 公園、広場、運動場、緑地等

許	可の方針	1 道路管理者以外が公園、広場、運動場、緑地、その他これに類する施設(以下、公園等という。)を設置することは、道路構造及び道路管理に多大に影響を与えることが考えられるため、占用行為は認めないこと。ただし、次に掲げる場合に限り都市計画及び周辺環境等の諸事情により、占用を認めることができる。 (1)適正な管理能力を有すると認められる者が申請する駐車場、公園緑地等で、都市内の交通事情、土地利用から必要と認められる場合。 (2)警察、消防、水防等のための公共的施設である場合。 (3)国、または地方公共団体が申請する場合。 (3)国、または地方公共団体が申請する場合。 2 上記1のただし書きの行為に該当した場合でも、次に該当する占用は、許可しないこと。 (1)一般交通を阻害させるもの。または、そのおそれがあるもの。 (2)周辺の美観風致にそぐわないもの。または、そのおそれがあるもの。 (3)周辺住民及び環境に対して、騒音、粉塵、悪臭、汚泥等の影響を与えるもの。または、そのおそれがあるもの。または、そのおそれがあるもの。 (4)当該占用施設等の利用するにあたって、危険を伴うもの。または危険を伴うおそれがあるもの。 (5)易燃性又は爆発性物件を使用するもの。または、使用するおそれがあるもの。 (6)道路改良等の土地利用計画があるもの。 (7)維持管理体制・方法が確立されていないもの、又は明らかになっていないもの。 (8)周辺自治会又は町内会の同意が得られないもの。 3 道路管理者は、道路附属物又は維持資材等の置場として道路敷地の有効利用を検討し、当該置場の必要性がない場合に限り占用を認めることができる。 4 占用許可にあたって複数の申請があった場合は、公共的または公益的な利用を優先させること。
	位置関係	1 占用物件との境界には、フェンス又は壁面を設置させること。
	物件関係	
可		2 沿道及び一般交通への安全対策等を検討し、施設利用者及び一般交通者に危険を生じさ
基準		せるおそれのある場合は、占用者において安全確保のため必要な措置を講じさせること。
準	油空姿料	
	補完資料	I 白州他政寺の維持官理体制及の計画を明示させること。
備	考	1 道路敷が将来においても不用と懸念されるときは、関係各課と協議し、払い下げ等の処
		理方針を検討すること。

1:【実務】

施設等の利用には、施設への道路横断等のアクセスを含む。

2:【実務】

この場合の建築物とは 建築基準法(昭和25年 5月25日法律第201号) をいう。

公共施設である道路 敷地内に、建築物を設 置することは、災害、 道路修繕及び道路管理 等に対して将来的にも 影響を与えるものであ るから、申請があった 場合は慎重に審査する こと。

4:【実務】

占用区域内からのと びだし、飛散等の可 能性があるものにつ いては、安全対策を 講じさせること。

【20】 地下埋設管路関係

- |許可の方針| 1 道路の敷地外に、当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ないと認められ る場合に限り占用を認めることができる。
 - 「道路占用物件として地下に埋設する管路等の取扱いについて'」に基づいたものに限 って許可することができる。 2
 - 3 共同溝、電線共同溝、自治体管路に関する占用は、当許可基準によらないこと。 3
 - 4 地中化推進計画が予定されている路線については、施工時期、工法、埋設位置等を地中 化計画担当者と十分調整し、手戻り等のないよう取り扱うこと。
 - 5 地形や構造等の事由によりやむを得ずこの基準の範囲を超える場合は、説明資料を提出 させ、必要により関係機関と協議及び調整し判断すること。

共

通

許

可

基

準

- 許可基準│1 占用物件は、倒壊、落下、はく離、汚損、火災、荷重、漏水等により道路の構造又は交 通に支障を及ぼすことがないような構造とさせること。
 - 2 地下占用物件の位置は、地盤の状況、道路の状況、交通量、交通車両の種類、他の地下 占用物件との間隔及び道路構造への影響を十分勘案のうえ、埋設場所、深さ等を決定させ ること。
 - 3 道路縦断方向へ敷設する場合、歩道を有する道路にあっては、歩道の地下へ埋設させる こと。 4ただし、既設の占用物件等により歩道敷に余地がない場合は、車道の歩道寄りの 地下に埋設させることができる。また、歩道を有しない道路にあっては、極力路端寄りに 埋設させること。
 - 4 道路の横断箇所は必要最小限にさせること。また、原則として、横断管路は道路縦断方 向に対し直角に埋設させること。
 - 5 道路の復旧については、定められた基準で復旧工事を行わせること。
 - 6 埋設管路上部には、規定される表示テープを敷設させ、掘り返し等における事故防止措 置を徹底させること。
 - 7 道路の掘り返し防止を徹底すること。また、他の開削工事が予想される場合は、各事業 者間で工事を調整させること。
 - 8 占用工事の際、他の既存占用物件を損傷するおそれがある場合、または既存占用物件へ の移設工事及び新規埋設管路敷設工事における工事期間の延長等が懸念される場合は、申 請前に既存占用物件管理者又は埋設管路主要占用者 らと調整させること。なお、申請書に は 事前調整を行った旨の協議書類を添付させること。
 - 9 一般交通への支障を最大限抑制するよう計画的に工事を実施させること。
 - 10 地下埋設管を道路敷内に敷設する場合は、その管路頂部と路面との距離(以下、土被り という。)は1.2m以上確保させること。 ⁶ただし、道路管理上支障がなく、かつ、道路に 関する工事の実施に支障がない場合が、又は、他の既設占用物件が存在し、移設すること が困難な場合はこの限りでない。なお、やむを得ず土被りが1.2m未満となる場合は、路面 に影響を与えないよう鞘管の敷設又は コンクリート防護をするなどの防護措置を講じさ せること。

また、別に定める管路 '等についての土被りは、電気事業及び電気通信事業並びに上下 水道事業及びガス事業については、当該車道の舗装構成に0.3mを加算した数値(これが 0.6mに満たないときは0.6mとする。)とし、下水道管に外圧1種ヒューム管を用いる場 合には、当該下水道管と路面との距離は1.0m以下とさせないこと。

なお、用排水路等で、道路敷内にボックスカルバートを埋設する場合は、上記によら ず、社団法人日本道路協会が発行する「道路土工 - カルバート工指針」により施工させる こと。

- 11 占用しようとする箇所に、他の既存占用物件がある場合は、規定の離隔距離を確保させ ること。
- 12 交差点内へは、マンホール等を極力設置させないこととし、やむを得ず設置する場合 は自動車、単車及び自転車のスリップ等に影響を与えない位置及び構造にさせること。
- 13 マンホール及びハンドホールの構造は、破損及びはずれの生じない堅固な構造とさせる
- 14 マンホール及びハンドホールの蓋は平板とし、路面と同一勾配に施工させること。また 維持管理についても同一勾配を保持できる構造とさせること。
- 15 ポンプ、変圧器、分配器等の地下施設についても、道路の敷地外に代わる適当な場所が なく、公益上やむを得ない場合っに限り、占用を認めることができる。

1:[参考法令等] H11.7.1付道第139号 「地下に埋設する管路 等の取扱いについて」

2:【実務】

1で適用されている 管種以外でも、適用管 種以上の性能を有する ことが確認できたとき は、許可をすることが できることとする。

3:【実務】

電線共同溝等に関する 占用は道路法を根拠と せず、「電線共同溝の 整備等に関する法律」 (平成7年3月23日法律第 39号)に基づき許可す ること。

4:【実務】

既存の縦断管路の埋設 がない箇所への新規埋 設は、可能な限り路端 寄りに設置させるか、 他の占用者と協議調整 させ、埋設管の計画的 な配置を検討させるこ

5: 用語

この場合の「埋設管路 主要占用者」は、電気 事業者、電気通信事業 者(特に埋設管路を設 置している者)、ガス 事業者、上下水道事業 者の公益事業者である 6:【実務】

マウンドアップ歩道の 場合の土被りは、切り 下げの可能性があるた

め、車道敷の路面から 管路頂部までとし、マ ウンドアップの段差は 土被り高に算定しない こととする。

7:【実務】

改良事業が完了して おり、考えられる将来 計画として、道路工事 が行われることが無い 箇所で、道路管理上支 障が無いと判断される 場合等。

		参考 : 道路の上空横断は原則として認めないが、地形の状況その他特別な理由のある場合は、次の内容等を十分に考慮したうえ、判断すること。 (1) 原則として、基礎、支柱等地面に接して設ける部分は道路敷外に設置させること。 (2) 設置箇所は、信号機、道路標識等の効用を妨げない位置とさせること。 (3) 占用物件の最下部と路面との距離は5.0m以上確保させること。 (4) 倒壊、落下、はく離、漏水等により、道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とさせること。 (5) 原則として道路縦断方向に対して直角に横断設置させること。 (6) 当該管路の維持管理体制等を適切に確立させること。 (7) 石油管、ガス管等の爆発や火災のおそれがある物件については、原則として認めないこと。 (8) 事故、衝突、衝撃等の外的要因を緩和する施設等を積極的に整備させること。 ただし、撤去することが道路管理又は公益に著しく支障が生じる場合は、この限りではない。。
電力	許可基準	1 土被り1.2m以上とされているが、都市計画街路事業等の完成断面が確保されており、かつ、道路構造に支障がないと判断できるときで、歩道に設置する場合は、土被りを0.6mまで短縮させることができる。
管路	物件関係	
山・電気	יטונאו וו נאו	
通	補完資料	
信管路		
放送	その他	
	特記条件	
上水	許可基準	
_	物件関係	1 各戸配水用の取付管の制水弁は、原則として民地に設置させること。
μн	補完資料	
	その他	
	特記条件	
下水道	許可基準	1 施行令第12条第4項に該当する「下水道の本線」は、内径350mmを越える下水道管を本線とし、本線を敷設する場合は土被りを3.0m以上とし、内径350mm以下の下水道管(別に定める管類を除く)を敷設する場合の土被り1.2m以上確保させること。
管路	物件関係	1 各戸排水用の集水桝類は、原則として民地に設置させること。
	補完資料	1 審査にあたっては、下水道事業者の将来における管路敷設計画の添付を求め、他の道路工事等と調整させるなど、一般交通への影響を極力抑制するよう指示すること。
	その他	

7:【実務】

「やむを得ない場合」 とは、隣接土地所有者 の設置不同意等の場合 など。必要によって は、当該隣接土地所有 者との協議書、交渉記 録等を提出させ確認す ること。

8:[参考法令等] H18.3.29付県土第06-2 55号「道路占用廃止に 伴う残置物件の取扱い について」

	特記条件	
ガス	許可基準	
	物件関係	
	補完資料	
	その他	
	特記条件	
石油管路	新可基準 物件関係	1 石油管は、地下に埋設させること。ただし、地形の状況その他特別な理由により、やむを得ないと認められる場合においては、道路管理及び一般交通に支障がない限り、地上(トンネルの中を除く。)、又は橋に取付けることができる。 2 石油管を埋設する場合(道路を横断して埋設する場合を除く。)においては、原則として車両の荷重の影響の少ない場所に埋設し、かつ、石油管と道路境界線との間に保安上必要な距離を確保させること。 3 石油管を道路の路面下に埋設する場合においては、その深さは、次に掲げるところによること。 (1) 市街地においては、石油管の土被り(防護工作物により石油管を防護する場合にあっては、当該防護工作物の頂部)は1.8m以下とさせないこと。その他の場合にあっては土被り1.8m以下とさせないこと。 (2) 市街地以外の地域においては、石油管の土被り(防護工作物により石油管を防護する場合にあっては、当該防護工作物の頂部)は1.5m以下とさせないこと。 4 石油管を道路の路面下以外の場所に埋設する場合においては、土被り1.2m(防護構造物のより石油管を防護する場合にあっては、市街地においては、1を () 防護構造物のより石油管を防護する場合にあっては、市街地においては、3m、市街地以外の地域においては0.6m)以下とさせないこと。 5 石油管を地上に設ける場合においては、その最下部と路面との距離は、5.0m以上確保させること。 (1) 堅固で耐久性を有するとともに、道路及び地下にある他の占用物件の構造に支障を及ぼさない構造とさせること。 (2) 車道に埋設する場合においては、道路の強度に影響を与えないようにさせること。 (3) 橋又は高架の道路に取付ける場合は、橋又は高架の道路の強度に影響を与えない構造にさせること。 8 石油管を地上に設ける場合は、倒壊、落下、はく離、汚損、火災、荷重等により道路の構造には受障を反ぼさない構造にさせること。 9 その他、「石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令(昭和47年12月25日通商産業省令、運輸省令、建設省令、自治省令第2号)」を準用し判断すること。
	油宁 咨业	
	補完資料	

【21】 管類の既設橋梁への添架

- |許可の方針| 1 既設橋梁の建設当時の設計荷重は、一般的に現在の交通荷重に比べてはるかに小さく、 しかも施工技術及び各材料の強度も劣るため、原則として既設橋梁への添架は認めないこ
 - 2 他の方法をもって行うことが、添架と比べて極めて困難である場合で且つ以下の場合、 添架を認めることができる。
 - 3 既設橋梁に添架するにあたっては、既設橋梁への添架方法、構造、添架基準等は、「新 設又は架替、拡幅橋梁における橋梁添架基準」を準用して、審査及び判断すること。
 - 4 添架によって加重増となる応力度が、許容応力度の範囲内にあることが確認でき、構造 上添架可能な場合に限って認めることができる。
 - 5 併設歩道橋のある橋梁の場合、本橋との間で影響の少ない方に添架を認めることができ る。
 - 6 添加する物件は、公共性又は公益性のあるものとすること。
 - 7 申請された占用物件以外の将来における添架物件の追加を抑制するため、また、他の占 用物件の橋梁添架の予定を確認するため、主要占用者等との協議等 2を済ませているこ

なお、この場合、他の占用者が添架を予定しているときは、当該予定占用物件の占用申 請書又は計画書の提出を求め、同時施工又は計画的な占用物件の添架が行えるよう調整さ れたものであること。

また、前段の協議資料及び後段の調整資料の内容を記載した図書を添付していること。

- 8 通信、放送等のケーブルを添加する場合は、原則として鞘管類に納められた管路物件に よる添架方法とすること。
- 9 橋梁建設時から当該占用申請者との事前協議等により、占用物件添架予定空間としてパ ラペット内の空間、下部工の張り出し等を確保している場合で、道路構造上特に支障が無 いと判断できるときは、上記1~8の基準は除外することとすること。3
- 10 上記9の予定空間には、事前協議占用者以外の占用物件は認めないこと。 ただし、当該事前協議占用者が認めた場合はこの限りでない。
- 11 上記に関わらず、第一種電気通信事業者及び有線テレビジョン放送事業者等が、その事 業の用に供する光ファイバーケーブル等の電線については、重量・大きさ等が橋梁に与え る影響が小さく、また高度情報通信社会の構築に寄与するため、上記の1~8の基準を除外 して添架を認めるものとすること。 4

可 物件関係

許

準

基

- 位置関係 1 既設橋への占用物件の添架は橋梁本体への影響が大きいため、「新設又は架替、拡幅橋 梁における橋梁添架基準(案)」を準用し、審査することとするが、特に次のことに留意 して審査及び判断すること。
 - (1) 高欄及び地覆には原則的に添架させないこと。
 - (2) 占用物件の添架工法及び構造は、橋梁の耐用年数の短縮化及び耐荷力の低下をきた さないものとさせること。
 - (3) 添架占用物件は橋梁の維持管理に支障を及ぼさない位置及び構造とさせること。
 - (4) 橋梁の美観及び周辺環境の景観を損なわない位置、構造及び色彩とさせること。
 - (5) 橋梁新設後5年以内の占用物件の添架は、原則として認めないこと。
 - (6) 道路管理者以外の関係機関 5との事前協議は、占用申請提出前に完了させておくこ と。また、同協議の内容を記載した図書を添付させること。
 - (7) 道路計画(工事等)のため必要が生じた場合で、道路管理者が指示した場合は、占 用者の負担において、添架物件の移設又は撤去を遅滞なく行うことを確約させるこ と。

1:【実務】

「確認ができる」とは 応力計算書、構造図等 が整備されたもので、 技術的に判断可能な場 合に限ることとする。

2: [参考法令等] 道路法第34条「工事の 調整のための条件」

3:【実務】

当該空間は、建設時に 特定の占用者との協議 により開放している場 合があるため、必ず当 該占用者と協議するこ

4:[参考法令]

H10.8.5付建設省道政 発第95号建設省道国発 第29号建設省道路局路 政課長、同省同局国道 課長通達「電気通信設 備の既設橋梁への占用 の取扱いについて」

5:【実務】

「道路管理者以外の関 係機関」とは、河川管 理者・鉄道管理者(跨 線橋)・他の道路管理 者(跨道橋)その他を いう。

【22】 上空に設ける通路

許可の方針		
		通等その他の観点からも問題が多いので、上空に設ける通路の占用は厳に抑制すること。
	位置関係	1 「道路の上空に設ける通路の取扱いについて」 1、「建築物の屋上部を連結する通路の
許	•	取扱いについて」 2及び「道路の上空に設ける通路の取扱い等について」 3準用して審査
可	物件関係	すること。
基		2 所管警察署、所管消防署(市町)等の関係機関と協議の上、許可すること。
準		3 他の道路管理者の認定道路としての通路は、占用として取り扱わず、道路管理者同士の
		協議として処理し、原則として管理協定を取り交わすこと。
特	記 条 件	

- 1:[参考法令等] S32.7.15付建設省発住 第37号建設事務次官通達「道路の上空に設け る通路の取扱いについ
- 2:[参考法令等] S46.10.11付建設省道 政発第107号道路局路 政課長通達「建築物の 屋上部を連結する通路 の取扱いについて」
- 3:[参考法令等] H8.3.19付建設省道政 発第44号道路局路政課 長通知「道路の上空に 設ける通路の取扱い等 について」

【23】 地下通路 1

許	可の方針	1 道路管理上及び将来の利用計画上支障となるのみでなく、防災、防犯、衛生、環境、交通等その他の観点からも問題が多いので、地下通路の占用は厳に抑制すること。 2 「地下通路の占用の場所及び構造」 ² に基づいて指導すること。 3 他道路管理者の認定道路の場合、既存の道路であれば道路台帳等の認定資料を、新設によるものであれば当該道路管理者の確約書等を提出するよう指導すること。また、認定道路の場合は占用で取り扱わず、道路管理者同士の協議 ³ で行うこと。 4 道路両端の土地所有者が設けようとする場合は、地上横断する場合の支障となる根拠資料等を提出させ、慎重に対応すること。また、一箇所に限ること。 5 道路管理者、所管警察署、所管消防署等(市町)の関係機関の意見が一致した場合に限り許可すること。 6 地上交通の利便向上に資するものに限ること。 7 当該設置予定箇所の道路改良計画等がある場合は、道路完成断面の基づいたものであること。
許可基準	位置関係	 1 地下道の出入口を道路敷内に設置することは認めないこと。ただし、一般歩行者等が利用でき、かつ、残余幅が、歩道にあっては3.0m以上、自歩道にあっては3.5m以上確保できる場合は、設置を認めることができる。 2 道路縦断方向に対して、直角に設けさせること。 3 地上における道路が、交差し、接続し、又は屈曲する場所には設置させないこと。
	物件関係	1 地下通路の施設については、「地下通路の占用の場所及び構造」 2の第3項の規定に基づいたものとさせること。 2 公共的地下歩道である場合、通路有効幅員は1.5m以上とし、通路有効高は2.5m以上とさせること。 3 照明施設を設けさせることとし、積極的に消防施設及び排煙施設等を設けさせること。なお、これらの施設の維持管理について、設置者又は管理者が責任を持って対応することを確約したものを道路管理者に提出させること。 4 地下通路の頂部と路面との距離は、3.5m以下とさせないこと。ただし、公益上やむを得ない事情があると認められる場合は、2.5m以下とさせないこと。 5 冠水等に対しての対策を徹底させること。 1 既存又は新設が予想される地下縦断管路占用者と協議するよう指導し、当該協議書等を
	一番元貝科 その他	日
特	記条件	

1:[参考法令等] 860.3.30付建設省道 政発第24号建設省道路 局路政課長通達「地下 通路の道路占用につい て」

2:[参考法令等] 法規則第4条の4の3「 地下通路の占用の場所 及び構造」

3:【実務】

道路の維持管理は、道路管理者の責務であるが、「協議により他の道路管理者又は他のでででででいる。では、道路法令の特別として認められている。(参照=「道路法令研究会、発行のは、ア124)

【24】 通路

計	可の方針	1 原則として、他に乗り入れする道路がない場合に限り、占用を認めることができる。		
		2 許可できるものは、乗り入れに利用する必要な通路部分のみとし、駐車場、材料置き場		
		 等の目的外の利用に供されると思われる空間については、厳に抑制すること。		
		3 乗り入れ口以外の場所から自動車が出入りするおそれがある場合は、官民境界の民地側		
に駒止め、車止めを設置する等の措置を取らせること。 つ				
		4 民地内の駐車スペースが確保されていない場合等、前面道路交通に支障があると認めら		
		れるときは、必要な対策等を講じさせること。		
		│5 デパート、ガソリンスタンドの各種店舗等で日常乗り入れの台数が多いと想定される箇 │		
		所について、休日等により利用しない場合は、チェーン、門扉、車止め等を官民境界の民		
		地側に設けるよう指導すること。 ²		
		 6 大規模店舗等については相当の駐車スペースが確保されていると思われるが、県道の渋		
		滞が見込まれる場合は、駐車場の設置形態や誘導路等、自動車のスムースな流動ができる		
よう積極的に指導、指示すること				
		のうができない。		
	4-mm-17			
	位置関係	1 占用の審査及び基準については、「取付道路等の取扱い基準」 ³に基づいて行うこと。		
許	位置関係・			
	位置関係 ・ 物件関係			
	•			
可基	•	1 占用の審査及び基準については、「取付道路等の取扱い基準」 ³ に基づいて行うこと。		
可基	物件関係	1 占用の審査及び基準については、「取付道路等の取扱い基準」 ³ に基づいて行うこと。		
可基	物件関係補完資料	1 占用の審査及び基準については、「取付道路等の取扱い基準」 ³ に基づいて行うこと。		
可基	物件関係	1 占用の審査及び基準については、「取付道路等の取扱い基準」 ³ に基づいて行うこと。		
基準	・ 物件関係 補完資料 そ の 他	1 占用の審査及び基準については、「取付道路等の取扱い基準」 3に基づいて行うこと。		
基準	物件関係補完資料	1 占用の審査及び基準については、「取付道路等の取扱い基準」 3に基づいて行うこと。 1 民地への乗り入れ車両等の通行に起因して、県管理道路の舗装、側溝、ガードレール等		
基準	・ 物件関係 補完資料 そ の 他	1 占用の審査及び基準については、「取付道路等の取扱い基準」 3に基づいて行うこと。		

1:【実務】

駐車時、回転時に歩道 又は車道にはみ出すこ とを防止するため。

2:【実務】

不必要な乗り入れによる交通停滞、又は車両の駐停車を防止するため、また、当該店舗の防犯効果のため。

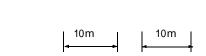
3 : [参考法令等] H14.6.3付県土第06-58

号保全・災害TM通知 「取付道路等の取扱基 準の改正について」

- |許 可 の 方 針 │ 1 看板 は、歩道の有効幅員の減少や自動車運転者等の視覚を阻害するなど、一般交通の安 全に影響を与えるおそれがあるため、積極的に抑制することとし、次の各項に該当する場 合は、許可しないこと。
 - (1) 営利目的として道路区域内の土地に独立して設置する広告施設であるもの。 ただ し、大規模集客施設、公園、観光地等で、大量又は慢性的な交通渋滞を引き起こす 場合等で、円滑で良好な交通環境を促進できる場合及び消火栓標識、バス停留所標 識、防犯灯等公共的目的を併せ持つ物件で、やむを得ない事情により広告付きとなる 場合はこの限りでない。
 - (2) 交通信号機、道路標識及び道路交通標識の効用を阻害するおそれのある場所及び交 差点、曲り角等で見通しを妨げる場所又はそのおそれのある場所へ設置するもの。
 - (3) 道路の有効幅員を狭くするなど、道路構造及び一般交通に支障を与えるもの、又は そのおそれのあるもの。
 - (4) 歩行者、車両運転者等に心理的緊張を与えるもの、又はそのおそれのあるもの。
 - (5) 県の定める許可基準等、関係法令で承認できないもの。 3
 - (6) 物件の設置により一般交通の安全を阻害するおそれがあるもの。
 - (7) デザイン及び表示内容等が、美観風致に著しく影響 4を与えるもの、又はそのおそ れのあるもの。
 - (8) 二次占用 5の場合、被添加物件所有者又は管理者の承諾を受けていないもの。
 - (9) 形状、色彩等が、信号機、道路標識又は道路交通標識に類似するもの。
 - 2 道路管理上及び道路交通上、次の各項の箇所又は区間等には原則として占用を認めない こと。
 - (1) 交差点及び曲がり角から10m以内の区域。(図1)
 - (2) 横断歩道の前後10m以内。(図2)
 - (3) バス停留所の前後10m以内。 (バス停留所添加広告を除く。)
 - (4) 踏切の前後10m以内。
 - (5) 消火栓及び火災報知器施設から10m以内。(消火栓標識添加広告を除く。)
 - (6) 道路交通標識 (駐車及び駐停車禁止の標識を除く。)、道路標識、信号施設から10 m以内。
 - (7) 橋(長さ20m以下のものを除く。)及びトンネルの前後から20m以内。
 - (8) カーブ中、急勾配等により見とおしの良好でない箇所。
 - (9) 中央分離帯又はそれに類する箇所。
 - (10) 道路管理者の設ける道路施設又は道路構造物への添加は認めない。
 - (11) 公安委員会が設けた施設への添加は認めない。ただし、公安委員会が認めたものは この限りでない

図 2

図 1 10m 10 m 交差点 10m 10 m



3 物件は、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽及 及び汚損等により美観を損い、又は公衆に危険を与えるおそれのない構造とさせること。

- 4 占用申請にあたっては、当該申請物件の耐用年数を明記させること。
- 5 次の各項に該当するものについては、本基準を適用しないこと。ただし、明らかに道路 構造及び一般交通に支障となるものはこの限りでない。
 - (1) 法令の規定により設置されるもの。
 - (2) 国、地方公共団体、公安委員会が公共的目的をもって設置するもの。
 - (3) 公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等。

1: [参考法令等]

S44.8.20付建設省道政 発第52号建設省道路局 長通達「指定国道内の 一般国道における路上 広告物等の占用許可基 準について」

2:【実務】

年間100万人以上の 集客量の実績があるも の。又は見込まれるも **D**.

3: 「参考法令等]

S41.10.7付三重県条 例第45号「三重県屋外 広告物条例」

4:[参考法令等]

S46.12.24付三重県条 例第62号「三重県青少 年育成条例」

5: 用語

「二次占用」とは、独立 して道路区域内に設置 せず、他の占用物件等 に添加等するもの。

- (4) 冠婚葬祭のため一時的に設置するもの。
- (5) 道路工事等により設置する工事用看板施設等*6。
- 6 当該占用物件の設置により、既許可占用物件の機能、目的等が阻害又は支障となる場合 は、許可を認めないこと。ただし、既許可占用物件の所有者又は管理者が承諾した場合は この限りでない。
- アーケードに添架する看板は、商業振興及び地域性の主たる設置目的を考慮し、審査及 び判断すること。

● 占用物件であるバス停留所に添加するもの。

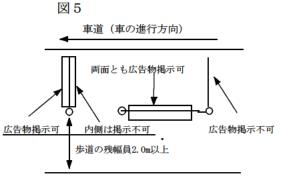
許 位置関係 1 可

上屋の壁面のうち車道から上屋に正対して、正面の車道側及び左側の壁面以外の壁面に 設置させること。ただし、駅前広場等の島式乗降場はのぞく。

基 準

図 4 車道(車の進行方向) 両面とも広告物掲示可

歩道の残幅員2.0m以上 広告物掲示不可



2 広告物の掲示により生ずる死角からの飛び出しによる事故を回避する観点から、必要と 認められる安全策を講じさせること。特に、車道から上屋に正対して右側の壁面等に添加 される添加広告物については、当該添加広告物の最下部と路面との間に適当な間隔を確保 させること。

- 物件関係 1 広告物の掲示面は、全体で2面以内とさせること。
 - 2 広告物の表示面積は、1面につき2㎡以内とさせること。

その他

● 占用物件でない建築物又は工作物等に添加するもの及び民地内から突出するもの。

可

基

準

- 許|位置関係|1 被添加となる建築物又は工作物(支柱等)は道路敷に設置させないこと。
 - 2 物件の道路中心線の直角方向への突出幅は、1.0m以内とさせること。ただし、背後地に 掲出する余裕がある場合**7は、突出占用を認めないこと。
 - 3 物件の道路中心線の平行方向への突出延長は、上欄「許可の方針」1、(1)~(9)を考慮 し、必要最小限の延長とさせること。
 - 4 物件の最下部と路面との距離は4.7m以上確保させること。ただし、歩道上においては 2.5m以上とすることができる。

物件関係 1 自家用看板に限るものとし、一営業所又は一事務所若しくは一作業所につき2個以内と させること。ただし、切手の販売店等を表示する0.5㎡以下の看板は除く。

その他

● 道路上に独立して設置する立看板等(幕、旗ざおは除く)

可

基

準

- 許 | 位置関係 | 1 地面に接する部分の位置は、法敷、側溝上又は路肩とし、一般交通及び道路の維持管理 の支障とならない位置とさせること。
 - 2 街路樹、道路施設、道路附属物への添架等は認めないこと。
 - 3 2枚以上設置する場合は、一般交通の支障とならないよう設置させること。

- 物件関係 1 看板の大きさは、縦2.0m以内、横1.0m以内とさせること。
 - 2 自光式、照明式及び反射材料式のものは認めないこと。
 - 3 物件の路面からの高さは、上欄「許可の方針」1、(1)~(9)を考慮し、必要最小限の高 さとさせること。 ただし、サインポール等で常時上空に設置する物件については、物件の 最下部と路面との距離は4.7m以上確保させること。(歩道上においては2.5m以上とする ことができる。)

その他 1 国、地方公共団体及び公安委員会が、交通事故防止、火災予防、祭事等の公共福祉のた めに設けるものに限って占用を認めること。ただし、祭礼、催物等の渋滞緩和等の目的の ため一時的に設ける交通誘導用看板は、所轄警察署の承認又は同意等があればこの限りで ※6:[参考法令等]

S37. 8.30付道発第372 号道路局長通達「道路 工事現場における表示 施設等の設置基準につ いて」

※7:【実務】

背後地が更地等で看板 支持柱類を設置できる 場合は、特にやむを得 ないと思われないため 占用は認めないこと。

				ない。
補	i 完	音資	料	
そ	•	o	他	 1 公職選挙法(第144条の5)に基づく選挙用ポスター掲示場の設置にあたって、道路管理者は、事情の許す限り協力しなければならない。 2 公職選挙法(第145条第1項)に基づく選挙運動用ポスターは、道路管理者が所有又は管理する施設への掲示が禁止されている。ただし、橋梁施設は除く。 3 選挙の公示前の政治活動用ポスター等(はり紙、はり札、立看板)は、一般の広告物として取扱う。ただし、この場合において許可の期間は選挙の公示の日の前日までとすること。 4 消防水利標識は、全国統一規格 °となっているため留意して処理すること。
特	ic	3条	件	・ 耐用年数が経過したものについては、修繕又は改造等しない限り、占用期間の延長は行わないこと。なお、当該事由等により所長から命令又は指示を受けた場合は、占用者自らに、自らの費用においてすみやかに撤去等させること。

8:[参考法令等] S45.10.9付建設省道政 発31号道路局路政課長 通知「消防水利の統一 標識について」

- |許可の方針| 1 占用物件である電柱、電話柱等に添架する看板は、自動車運転者等の視覚を阻害するな ど、一般交通の安全に影響を与えるおそれがあるため、次の各項に該当する場合は、許可 しないこと。
 - (1) 交通信号機、道路標識及び道路交通標識の効用を阻害するおそれのある場所及び交 差点、曲り角等で見通しを妨げる場所又はそのおそれのある場所への設置。
 - (2) 道路の有効幅員を狭くするなど、道路構造及び一般交通に支障を与えるもの、又は そのおそれのあるもの。
 - (3) 歩行者、車両運転者等に心理的緊張を与えるもの、又はそのおそれのあるもの。
 - (4) 県の定める許可基準等、関係法令で承認できないもの。 2
 - (5) 物件の設置により一般交通の安全を阻害するおそれがあるもの。
 - (6) デザイン及び表示内容等が、美観風致に著しく影響を与えるもの、又はそのおそれ のあるもの。 ³
 - (7) 被添加物件所有者又は管理者の承諾を受けていないもの。
 - (8) 形状、色彩等が、信号機、道路標識又は道路交通標識に類似するもの。
 - 2 道路管理上及び道路交通上、次の各項の箇所又は区間等には原則として占用を認めない こと。
 - (1) カーブ中、急勾配等により見とおしの良好でない箇所。
 - (2) 中央分離帯又はそれに類する箇所。
 - (3) 道路管理者の設ける道路施設又は道路構造物への添加。
 - (4) 公安委員会が設けた施設への添加。ただし、公安委員会が認めたものは除く。
 - 3 占用許可申請にあたっては、当該占用物件の耐用年数を明記させること。
 - 4 次の各項に該当するものについては本基準を適用しないこと。ただし、明らかに道路構 造及び一般交通に支障となる場合はこの限りではない。
 - (1) 法令の規定により設置されるもの。
 - (2) 国、地方公共団体、公安委員会が公共的目的をもって設置するもの。
 - (3) 冠婚葬祭のため一時的に設置するもの。
 - (4) 道路工事等により設置する工事用看板施設等 4。
 - 5 当該占用物件の設置により、既許可占用物件の機能、目的等が阻害又は支障となる場合 は、許可を認めないこと。ただし、既許可占用物件の所有者又は管理者が承諾した場合は この限りでない。

可

基

準

- 許|位置関係|1 電柱、電話柱へ添加する突出看板は、道路中心線と直角な民地側への突出又は道路中心 線と平行方向に取り付けるよう努めさせること。
 - 2 突出看板の最下部と路面との距離は4.7m以上確保させること。ただし、歩道上において は2.5m以上とすることができる。 5
 - 3 柱類に巻き付ける看板の最下部と路面との距離は、1.5m以上確保させること。

- 物件関係 1 占用物件は、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老 朽及び汚損等により美観を損い、又は公衆に危険を与えるおそれのないものとさせるこ
 - 2 柱類1本に占用できる数量は、合計3物件まで 6とさせること。
 - 3 看板の大きさは次のとおりとさせること。

ア電柱、電話柱

突出看板:縦1.20m以内、横0.45m以内 巻付看板:縦1.50m以内、横0.65m以内

イ その他の柱類

突出看板、巻付看板とも:縦0.80m以内、横0.40m以内

- 4 物件の掲出方法は、直接電柱類に貼り付け又は塗装したものとさせないこと。
- 5 自光式、照明式及び反射材料式のものは認めないこと。ただし、被添加占用物件が防犯 灯又はバス停留所標識等で自発光する機能を有している場合は、同一方式に限って認める ことができる。 フ

- とを証する書類を添付させること。ただし、建設事務所において確認できる場合は省略す ることができる。
 - 2 当該被添架物件の所有者又は管理者が発行した、添架することを承認することを証する

1: [参考法令等]

S44.8.20付建設省道政 発第52号建設省道路局 長通達「指定国道内の 一般国道における路上 広告物等の占用許可基 準について」

2:[参考法令等]

S41.10.7付三重県条 例第45号「三重県屋外 広告物条例」

3:[参考法令等] S46.12.24付三重県条 例第62号「三重県青少 年育成条例」

4:[参考法令等]

S37. 8.30付道発第372 号道路局長通達「道路 工事現場における表示 施設等の設置基準につ いて、

5:【実務】

歩道上の2.5mは、あく までも、最低離隔距離 であるため、可能な限 り、地上との距離を確 保できるよう指導す ること。看板の設置場 所が車道上でない場合 も同様とする。

6:【実務】

電柱巻付看板の表裏2 枚組は、2物件と考え

7:[参考法令等] S49.2.1付建設省道政 発5号道路局長通達「 照明式バス停留所標識 (広告付)の道路占用に ついて、

8:【実務】

消火栓標識は、所轄消 防署長(市町村長)か らの申請とし、広告看

書類等を占用許可申請書に添付させること。

- 3 消火栓標識添加看板の道路占用は、消防当局独自で設置することが諸般の事情により不 可能であったもので、当該標識の寄贈者(標識設置の費用負担者)の屋号表示等の目的に 限り、認めることができる。
- 4 被添架物件は、当該占用者に申請を行わせることとし、添架物件は別途当該占用者に占 用申請を行わせること。『なお、この場合の標識及び看板の占用期間は、同期間として取 り扱うこと。
- 5 防犯灯、街路灯又はバス停留所標識等に分離することができない一体構造物として添架 する看板は、被添架物件の寄贈者(標識設置の費用を負担したもの者)の内容に限り認め ること。この場合原則として、被添架物件の占用者に看板占用物件を併せて申請させるこ と。なお、分離できる構造のものは、上記4と同様の取扱いとすること。

そ の 他 · 消防水利標識は、全国統一規格 °となっているため留意して処理すること。

特 記 条 件 ・ 耐用年数が経過したものについては、修繕又は改造等しない限り、占用期間の延長は行 わないものとする。なお、当該事由等により所長から命令又は指示を受けた場合は、占用 者自らに、自らの費用においてすみやかに撤去等させること。

板については、二次占 用となるため、広告掲 出者からの申請とする こと。

9:[参考法令等] S45.10.9付建設省道政 発31号道路局路政課長 通知「消防水利の統一 標識について」

【27】 バス停留所標識

許可の方針		1 道路運送法(昭和26年6月1日法律第 183号)に規定する一般乗合旅客自動車運送事業
		の免許を受けた事業者が設置するバス停留所標識又は、自動車学校、幼稚園等のスクール
		バス停標識で、民地を利用できない場合に限り占用を認めることができる。
	位置関係	1 歩道を有する道路にあっては、歩道上の車道寄りに設置させること。
許		2 歩道を有しない道路にあっては、側溝上又は路端寄りに設置させること。
可		3 信号機、道路標識等の効用を阻害するおそれのある場所及び交差点、曲り角等で見とお
基		しを妨げるおそれのある場所には設置させないこと。
準		
	物件関係	1 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、はく離等により道路の構造又は
		交通に支障を及ぼさない構造とさせること。
		2 施設は、申請者毎に県下統一のスタイルで整備されているため、当該スタイルと異質と
		なるものは、特別な事情がない限り認めないこと。
		3 営利を目的とした広告の添加、貼付及び貼付等は、積極的に抑制すること。ただし、諸
		般の事情から添加することがやむを得ないと判断される場合、バス停留所標識設置者と広
		告添加掲出者と調整又は契約した場合は認めることができるものとする。「また、添加広
		告の許可期間は、バス停留所標識と一致させること。
		4 電照式の停留所標識は、ガラス以外の不燃材料を採用したものとし、一般交通の視認性
		を阻害させない構造とさせること。また、電気料金は申請者負担とし、電気配線は一般交
		通へ影響しない方法で設置させること。
	補完資料	1 広告等を添加する場合は、標識物件と看板物件を区分して申請させ、申請者と広告添加
		掲出者が調整した協議又は契約書等を提出するよう指示すること。 2 3

1:【実務】

標識と看板の申請方法 は、原則として、バス 事業者から一括して申 請するよう調整するこ と。

2:【実務】

ほとんどの場合、バス 停留所標識占用者と広 告添加掲出者とが相違 するため、維持管理者 を明確にさせ、管理等 における対応を徹底さ せること。

3:【実務】

占用料は、バス停留所 標識と看板施設を別々 に算定すること。

【28】 案内標識

- 許可の方針 1 一般通行者の利便に供する目的で国、地方公共団体又はこれに準ずる団体が設置するも のに限り占用を認めることができる。
 - 2 道路の敷地外に余地がないためやむを得ないものに限り占用を認めることができる。
 - 3 設置等については、「立体横断施設技術基準および道路標識設置基準について(昭和53 年3月22日付け建設省道企発第14号建設省道路局長通達)」及び「道路標識設置要領(案) 昭和63年3月付け建設省中部地方建設局・土木部道路維持課)」に準じたものにさせるこ
 - 4 「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(昭和35年12月17日付総理府・建設省 令第3号) に定める道路管理者の設ける案内標識を補完するもので、行政区域、公共 (的) 施設、交通施設、文化施設、観光地、名所、旧跡、体育施設を示す案内板に限るも のとさせること。
 - 5 上記4に該当する案内標識については、本来道路管理者が設置すべきものであるため、 申請理由及び内容を十分検討し、道路管理者側で設置することがすみやかにできない場合 に限って認めることができる。
 - 6 車両進行方向又は周辺に、同一又は類似する標識が整備している場合は、一般交通への 認識、判断等に支障を与えるため、占用を認めないこと。
 - 7 原則として1施設1物件とさせること。
 - 8 広告の添加は認めないこと。
 - 9 「【26】看板関係:許可の方針1」を参考にして審査すること。

許 可

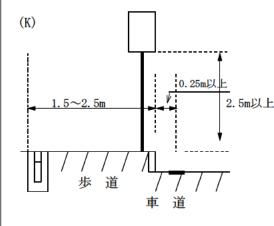
基

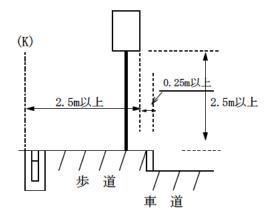
準

- 位置関係 1 幅員が1.5m以上2.5m未満の歩道を有する道路で、車道外側線があり、0.25m以上の側 方余裕が確保されているときは、歩車道の境界に接した位置に設置させること。 (図1)
 - 2 幅員が2.5m以上の歩道を有する道路にあっては、歩道境界線から0.25m民地側へ離れた 位置に設置させること。(図2)
 - 3 歩道を有しない道路にあっては、法敷又は路端寄りに設置させること。
 - 4 標識を路側方式によって設置する場合には、標識板の最下部と路面との距離は、2.5m以 上(歩道部施設帯に設置する場合は、1.8m以上とすることができる。)確保させること。 (図1、2)
 - 5 オーバーハング式によって設置する場合は、標識板の最下部と路面との距離は、4.7m以 上確保させること。
 - 6 信号機、既設の道路標識の効用を阻害するおそれのある場所及び交差点、曲り角等で見 とおしを妨げるおそれのある場所には設置させないこと。

(図1)







- 物件関係 1 標識板の大きさは「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(上述)に準ずるこ
 - 2 占用物件は相当強度の風雨に耐える堅固なもので、倒壊、落下等により道路の構造又は 交通に支障を与えない構造とさせること。
 - 3 標柱には占用者名又は管理者名を表示させることとし、サイズは5cm×10cm以内で、 容易に欠落しないよう表示させること。

補完資料

その他 1 当該物件の設置により、背後地の将来利用(将来の乗り入れ口設置等)について支障が 出る可能性があるため、十分留意するよう指導すること。

【29】 消防水利標識

許可の方針 1 消防署又は市長村が設置し、維持管理する消火栓及び防火水槽等の水防施設1箇所につ き、1基の占用を認めることができる。 位置関係 1 物件は、消火栓等から、概ね5.0m以内の法敷に設置させることとする。ただし、法敷の 許 ない道路にあっては路端寄りに設置させることとする。 可 2 上記1によることが困難又は不適当な場合は、次によることができる。 基 (1) 1.5m以上2.5m未満の歩道を有する道路で、車道外側線があり、0.25m以上の側方 潍 余裕が確保されているときは、歩車道の境界に接した位置。 (図1) (2) 2.5m以上の歩道を有する道路にあっては、歩車道境界線から0.25m民地側へ離れた 位置(図2) (3) (1)、(2)とも表示面の突出し方向は民地側とする。 3 三重県屋外広告物条例*1に規定する地域又は場所には、広告物の添加を認めないこと。 4 信号機、道路標識の効用を阻害するおそれのある場所、交差点、曲り角等で見とおしを 妨げるおそれのある場所には設置させないこと。 5 交通信号機、道路標識の効用を阻害するおそれのある場所及び交差点、曲り角等で見と おしを妨げるおそれのある場所には設置させないこと。 図 1 図 2 40以下 80以下 80以下 250以上 250以上 車道外側線 25 25以上 150~250 250以上 (K) (K) 単位:センチメートル 単位:センチメートル 物件関係 1 広告物の添架については、「【26】看板関係」を参照のこと。ただし、広告板の大きさ は、縦40cm以内、横80cm以内とする。 2 標識板は「消防法第20条第2項に規定する消防水利の標識」*2のとおりとさせること。 3 標識面(添加広告を含む。)の最下部と路面との距離は、4.7m以上確保させること。た だし、歩道上においては、2.5m以上とすることができる。**3 補完資料 その他 1 消火栓標識の占用許可申請書は、所轄消防署長等から提出させること。 2 消火栓標識添加看板の道路占用は、消防当局独自で設置することが諸般の事情により不 可能であったもので、当該標識の寄贈者(標識設置の費用負担者)の屋号表示等の目的に 限り、認めることができる。この場合、添加看板に係る占用申請は、消防署長等(消防水 利標識の占用者)の同意書を添付のうえ、当該添加看板の占用者又は管理者から提出させ ること。*4 なお、この場合の標識及び看板の占用期間は、同期間として取り扱うこと。

※1:[参考法令等] S41.10.7付三重県条例 第45号「三重県屋外広 告物条例」

※2: [参考法令等] S45.10.9付建設省道政

発31号道路局路政課長 通知「消防水利の統一 標識について」別表参照

※3:【実務】

歩道上の2.5mは、あくまでも、最低離隔距離であるため、可能な限り、地上との距離を確

保できるよう指導する こと。

※4:【実務】

消火栓標識は、所轄消 防署長(市町村長)か らの申請とし、広告看

特記条件			

板については、二次占 用となるため、広告掲 出者からの申請とする こと。

【30】 旗ざお

許	可の方針	1 許可の方針は、「【26】看板関係」の許可の方針1~4に準じて取り扱うが、原則とし
		て道路敷の占用は認めないこと。ただし、公共性のあるもの又は地域特性に応じた祭礼、
		縁日、催物等については、短期 間の掲出に限り認めることができる。
		2 一般交通(特に歩行者、自転車等)への交通障害及び視界を遮るなどの影響があるた
		め、もっぱら一般交通の利用に供される箇所への設置は認めないこと。
	位置関係	1 原則として法敷上に設置させることとし、歩道及び車道上への設置は認めないこと。
許		2 法敷上にあっても、外側線又は舗装端から1.0m以上離した箇所とさせること。
可		3 信号機、道路標識等の効用を阻害する箇所又はそのおそれのある箇所及び交差点、曲り
基		角等で一般交通の支障となる場所には設置させないこと。
準		4 原則として、複数の旗ざおを集中して掲出することは認めないこと。
	物件関係	1 商品名、商店名、トレードマーク等の営利目的を記載したものは認めないこと。
		2 旗の大きさは原則として縦1.8m以下、横0.5m以下とさせること。
		3 形状、色彩等は信号機又は道路標識に類似したものとさせないこと。
		4 相当強度の風雨に耐えるもので、倒壊、はく離、汚損等により美観を損い、又は公衆に
		危険を与えるおそれのないものとさせること。
	補完資料	1 申請者に対し、旗ざおに関する維持管理要領等を提出するよう指導し、緊急時の連絡先
		等を把握するよう努めること。
	その他	1 所轄警察署と協議するよう指導し、警察署長の了解が得られないものは認めないこと。
		2 占用物件を維持管理する占用者側の体制が整っていないと判断される場合は、許可を認
		めないこと。
特	記 条 件	

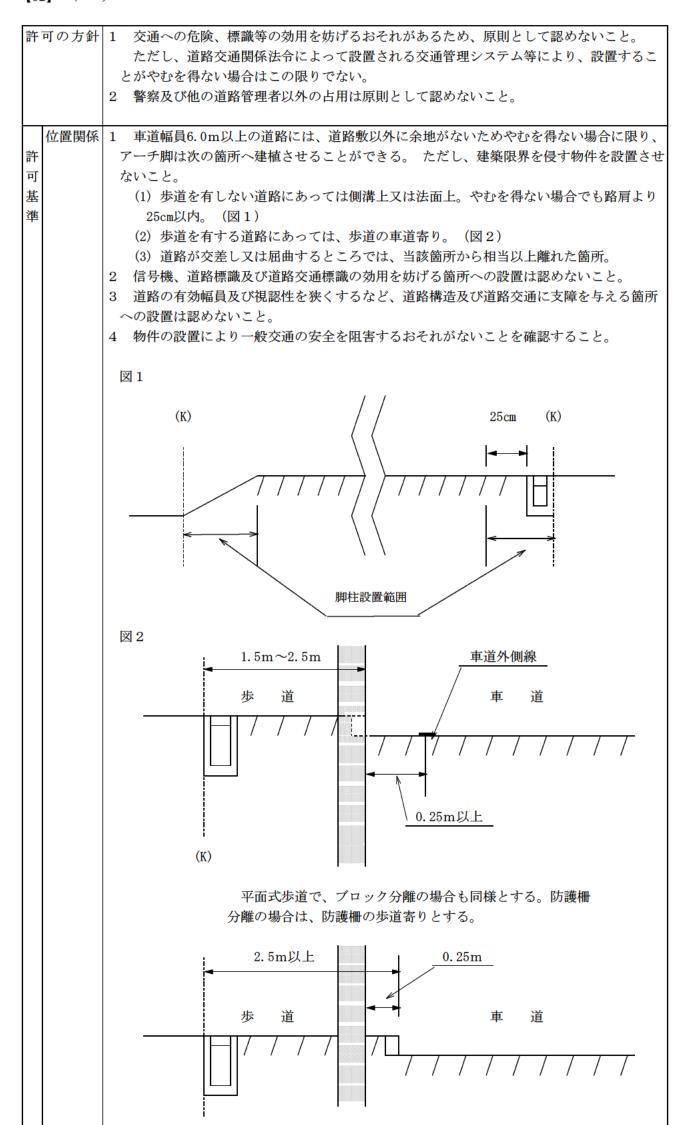
【31】 幕

許可の方針	1 交通への危険、標識等の効用の妨げるおそれがあるので、原則として認めないこと。
	2 警察及び他の道路管理者以外の占用は原則として認めないこと。
位置関係	1 幕の下端は、路面より4.7m以上の距離を確保させること。ただし、歩道上は2.5m以上
許	とすることができる。 1
可	2 道路標識、信号機、道路交通標識の効用を阻害するおそれのある場所及び交差点、曲り
基	角等で一般交通の視認性を妨げる場所には設置させないこと。
準	3 当該幕を支持する支柱及び支線ついては、一般交通の支障とならない法敷又は民地等へ
	設置させること。
	4 横断歩道橋に添架できる幕は、原則として交通安全活動に関するものに限定すること。
物件関係	1 大きさは、幅1.0m以内、長さは2車線化の上空を考慮し、5.0m以内とさせること。
	2 占用期間中は、破損、垂れ下がり等により、一般交通に支障をきたさない構造とさせる
	こと。
	3 占用物件は相当強度の風雨に耐えるもので、倒壊、汚損等により美観を損い、又は公衆
	に危険を与えるおそれのないものとさせること。
	4 広告等営利目的が記載されているものは、認めないこと。
	5 幕のデザイン、表示内容等が美観風致に著しく影響を与える場合は許可しないこと。
補完資料	1 幕と幕を添加させる施設の所有者又は管理者が相違する場合は、2次占用となるため当
	該施設管理者又は所有者の承諾書又は同意書を添付させること。
その他	1 看板占用に類似することがあるため、看板関係の占用許可基準を参考にし、判断するこ
	と。

1:【実務】

歩道上の2.5mは、あくまでも、最低離隔距離であるため、可能な限り、地上との距離を確保できるよう指導すること。

【32】 アーチ



	(K)
	平面式歩道で、ブロック分離の場合も同様とする。防護柵
	分離の場合は、防護柵の歩道寄りとする。
物件関係	1 占用物件の構造は、倒壊、落下、はく離、汚損、火災、荷重等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないような構造とさせること。 2 華美な塗装、イルミネーション、ネオンサイン等により自動車の運転者等に眩惑感を与えるものは認めないこと。 3 路面とアーチの最上部との距離は10.0m以下とさせること。
	4 アーチの版上部との起離は10.0m以下とさせること。 4 アーチの地面に接しない部分の最下部と路面との距離は、5.0m以上確保させること。ただし、歩道上においては3.0m以上とすることができる。 「
	0 夕日日、千円建和日母に心理的家派で与たるののは眺めないこと。
補完資料	1 占用申請の際に、当該物件に係る耐用年数を記載するよう指示すること。
その他	
特記条件	・ 耐用年数が経過したものについては、修繕又は改造等しない限り、占用期間の延長は認めないこと。なお、当該事由等により道路管理者から命令又は指示を受けた場合は、占用者自らに、自らの費用において撤去等させること。

1:【実務】

歩道上の3.0mは、あくまでも、最低離隔距離であるため、可能な限り、地上との距離を確保できるよう指導すること。

【33】 工事用板囲、足場、詰所、その他工事用施設

|許可の方針| 1 沿道で工事や作業を行う場合、道路の敷地外に余裕がなく、真にやむを得ないものに限 り認めることができる。 一時的なものとし、占用期間は必要最小限の期間に制限すること。 3 それぞれの物件については、次のとおりとすること。 (1) 工事用板囲は、道路通行の安全措置として対応するもの以外は、一般交通の支障と なるため極力抑制すること。 (2) 足場は、必要最小限度の占用面積に抑えるよう指示し、一般交通への影響を与えな いように措置したものに限って認めることとする。 (3) 詰所及びその他の工事用施設「についての占用は、原則として認めないこと。 4 一般交通への安全対策を徹底したものに限って認めること。 位置関係 1 地面に接して設ける場合は、次により認めること。 許 (1) 道路敷へのはみ出しは原則として、1.0m以下とさせること。 可 (2) 歩道を有する道路にあっては、法敷及び歩道内に限ること。 (3) 歩道に設置する場合は、歩道の残有効幅員を、原則として1.5m以上確保させるこ 基 準 (4) 歩道を有しない道路にあっては、法敷及び路端寄りとさせること。 2 地面に接しないで設ける場合は、次により認めること。 (1) 歩道を有する道路にあっては、物件の最下部と路面との距離は、2.5m以上確保させ ることとし、 2歩道上への突出幅は、歩道幅員の2分の1以下とさせること。ただし、 歩行者への影響を配慮し、歩道を覆う等して施設を設ける場合は、この限りでない。 (2) 歩道を有しない道路にあっては、物件の最下部と路面との距離は4.7m以上確保させ ることとし、路面上への出幅は必要最小限とさせること。 3 工事用施設については、上記1及び2によらず、道路管理及び一般交通への影響を十分 検討し、許可すること。 4 物件の設置により、道路構造物、道路交通標識及び交通信号機等の効用を阻害させない こと。 物件関係 1 工事用板囲の材質は、木板、鉄板等強固な材質を使用させること。 2 工事用板囲には、営利目的の広告を掲出及び塗色させないこと。 3 足場の前面には、シート又は金網を張りめぐらせること。 4 高層建築物への工事用板囲又は足場を設ける場合は、上空に危険防止柵を設けさせるこ 5 危険防止柵については、一般交通への影響を考慮し、必要な幅及び延長を占用させるこ とができる。なお、危険防止柵の最下部と路面との距離は、4.7m以上、歩道上にあっては 2.5m以上 ²確保させること。 6 道路の交差角に板囲を設ける場合には、隅切を設けさせること。 7 占用物件は相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、汚損 等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とさせること。 8 夜間については、占用物件に施設灯、スズラン灯等を添加させるなど、安全対策に努め させること。 補完資料 そ の 他 1 一般交通への注意を促すため、近隣に工事用看板を設置させること。

1: 用語 この場合に

この場合における「工事用施設」とは、土砂竹木等の工事用材料及び重機等の移動施設を除く、プラント等の施設をいう。

2:【実務】

歩道上の2.5mは、あくまでも、最低離隔距離であるため、可能な限り、地上との距離を確保できるよう指導すること。

【34】 トンネルの上に設ける施設 1

許可の方針		1 道路管理上支障となるため、占用物件の設置は積極的に抑制すること。
		2 トンネルの上部以外に適当な場所がなく、公益上やむを得ないと認められる場合に限っ
		て占用を認めることができる。
		3 「トンネルの上に設ける占用物件の占用の場所」「に基づいて判断すること。
		4 既設トンネルの内部には、電気、通信、電力等の線類以外の物件は、原則として占用を
		認めないこと。
	位置関係	1 トンネルの構造保全及び一般交通 2に支障のない場所とさせること。
許		2 トンネルの換気及び採光に支障のない場所とさせること。
可		3 建築限界に抵触しない位置にさせること。
基		
準	物件関係	1 占用物件の荷重等によりトンネル構造物を損壊することのない構造とさせること。
		2 倒壊、落下等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさないものとさせること。
	補完資料	
	その他	
特	記条件	・ 占用者には占用物件の設置状況を定期的にパトロール等を行わせ、占用物件及び付近の
		道路構造物について、一般交通に支障を与えるおそれがあると判断される場合は、道路管
		理者に報告させるとともに、指示を受けることとする。
佅	考	トンネルの上について占用の許可を行いうる場合は、道路管理者が所有権等の権原を取
		得して道路の区域としている部分に限られる。
		国土交通省へ事前に協議することになっているので、申請のあった場合は、県土整備部
		長あて副申すること。

1:[参考法令等] 道路法施行令第12条の 3「トンネルの上に設ける占用物件の占用の 場所」参照

2:【実務】 特に特殊車両の通行も 考えられるため、車道 上には設置させないこ

と。

【35】 高架道路の路面下に設ける施設等

- |許可の方針||1 道路管理者以外の者が高架下を利用することは、高架橋及び道路管理に影響を与えるこ とが考えられるため、許可にあたっては高架下利用計画やまちづくりの観点も踏まえたう えで慎重に審査すること。 1 占用については公共目的のものを優先するものとし、公共 目的の占用が見込めない場合に限り、その他の占用を認めることができる。 2
 - 2 次の一に該当する高架下の占用は、許可しないこと。
 - (1) 都市分断の防止又は空地確保を図るため高架道路として建設された場合に当該高架 下を占用もの(公共の用に供する広場、公園、運動場であって都市の分断の防止又は 空地確保に資するものを除く)。
 - (2) 高架下利用計画に適合しないもの。
 - (3) 周辺の美観風致にそぐわないもの。
 - (4) 周辺住民及び環境に対して、騒音、大気汚染、悪臭、水質汚濁等の影響を与えるも の。または影響を与えるおそれがあるもの。
 - (5) 一部車線を高架とした場合における当該高架下又は高架道路の出入口付近を占用す
 - (6) 当該占用施設等の利用にあたって、危険を伴うもの。または危険を伴うおそれがあ るもの。³
 - (7) 易燃性若しくは爆発性物件を使用、設置若しくは保管するもの。またはそのおそれ があるもの。
 - (8) 風俗営業用施設その他これらに類するもの
 - (9) 住宅 (併用住宅を含む)。
 - 3 道路管理者は、道路附属物、維持資材又は災害時の支障物件等の置場としての高架下利 用計画を検討し、当該置場の必要性がない場合に限って認めることができる。
 - 4 高架下の占用は、原則として道路管理者と同等の管理能力を有するものに一括して占用 させるものとすること。 4

位置関係 1

許

可

基

準

- 占用物件は、高架道路の橋脚の外側(橋脚の外側が高架道路の外側から各側2.0m以上下 がっているときは、当該2.0m下がった線)を越えさせないこと。
- 2 天井は、原則として高架道路の桁下から1.5m以上空けさせること。
- 3 壁体は、原則として橋脚から1.5m以上空けさせること。
- 4 占用物件が事務所、店舗等であって、その出入口が高架道路と平行する車道幅員5.5m以 上の道路に接する場合には、歩道(幅員2.0m以上とする)を設けさせること。
- 5 緊急の場合に備え、市街地にあっては最低約30mごと、その他の地域にあっては約50m ごとに横断場所を確保させること。
- 6 占用区域との境界には、必要に応じてフェンス等を設置させることとし、フェンス等 は、原則として高架道路の構造を直接利用させないこと。

- 物件関係 1 高架下への公共目的以外の建築物 5の占用は認めないこと。
 - 2 構造は、耐火構造その他火災により道路の構造又は交通に支障を及ぼさないと認められ る構造とさせること。
 - 3 天井は、必要強度のものとし、必要な消火設備を設置させること。この場合において は、あらかじめ消防当局と十分打ち合わせさせておくこと。
 - 4 壁体は、原則として高架道路の構造を直接利用させないこと。
 - 5 占用物件を利用する車両等の衝突により、高架道路の橋脚等に損傷が発生するおそれが ある場合には適切な場所に保護柵等を設置させること。
 - 6 高架道路の分離帯からの物件の落下等高架下の占用及び周辺に危険を生ずるおそれのあ る場合においては、占用者において安全確保のための必要な措置を講じさせること。

特記条件

転貸等の弊害を防止するため必要な条件を付すること。

当該占用に関する国土交通省からの通達等は下記のとおりとなっているので、留意して 事務処理を行うこと。

- ・昭和37年9月4日付道発第377号 建設省道路局長通達
 - 「道路法施行令の一部を改正する政令の施行について」
- ・昭和47年3月17日付建設省道政発第17号 建設省道路局長通達
 - 「高架の道路の路面下の占用許可に係る事前協議及び道路の占用の期間について」
- ・平成17年9月9日国道利第5号 国土交通省道路局長通知
 - 「高架道路の路面下の占用許可について」

1:[参考法令等] H17.9.9付国土交通省

国道利第6号道路局長 通知「高架道路の路面 下の占用許可につい

て」

2:【実務】

平成20年2月20日付 県土第88 - 389号 によること。

3:【実務】

施設等の利用には、施 設への道路横断等のア クセス交通を含む。

4:【実務】

道路事業者、道路管理 を業とする公益法人と する。

5:【実務】

この場合の建築物とは 建築基準法(昭和25年 5月25日法律第201号) 第2条第1号の建築物 をいう。

【36】 避難誘導看板

- 許可の方針 1 市町が策定した「避難誘導標識設置計画」に基づき、市町が設置し維持管理するものに つき、占用を認めることができる。ただし、三重県避難誘導標識等設置指針(平成16年6月 1日施行)に基づき、市町長の同意を得た営利を目的としない団体(以下「同意を得た団 体」と言う。)が、当該市町の策定した「避難誘導標識設置計画」に基づき設置し維持管 理するものにあってはこの限りでない。
 - 2 道路敷地外に余地がないため、やむを得ないものに限り占用を認めることができる。
 - 3 広告の添加、貼付等は原則として認めないこと。ただし、広告の添加がやむを得ないと 判断される場合は、標識の効用を阻害しないものであって標識設置者と広告添加掲出者と 協議又は契約した場合に限り認めることができる。
 - 4 「【26】看板関係:許可の方針1」を参考にして審査すること。

許

可

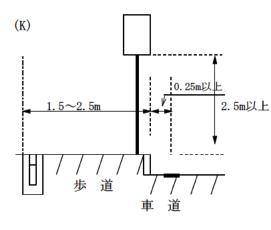
基

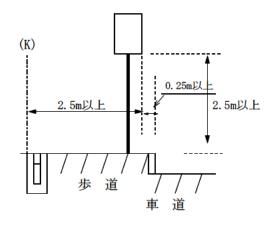
準

- 位置関係 1 幅員が1.5m以上2.5m未満の歩道を有する道路で、車道外側線があり、0.25m以上の側 方余裕が確保されているときは、歩車道の境界に接した位置に設置させること。 (図1)
 - 2 幅員が2.5m以上の歩道を有する道路にあっては、歩道境界線から0.25m民地側へ離れた 位置に設置させること。(図2)
 - 3 歩道を有しない道路にあっては、法敷又は、路端寄りに設置させること。
 - 4 標識を路側方式によって設置する場合は、標識板の最下部と路面との距離は、2.5m以上 (歩道部施設帯に設置する場合は、1.8m以上とすることができる。)確保させること。 (図1・2)
 - 5 オーバーハング式によって設置する場合は、標識板の最下部と路面の距離は、4.7m以上 確保させること。
 - 6 信号機、既設の道路標識の効用を阻害するおそれのある場所及び交差点、曲がり角等 で見通しを妨げるおそれのある場所には設置させないこと。

(図1)

(図2)





- 物件関係 1 相当強度の風雨に耐える堅固なもので、倒壊、落下等により道路の構造又は交通に支 障を与えない構造とさせること。
 - 2 標柱には、占用者名を表示させることとし、その位置は、路面から0.8m以内の標柱の裏 面とする。また、その大きさは5cm×10cm以内とさせること。

- 補完資料 1 広告を添加する場合において、標識設置者(所有者)と広告添加掲出者が異なるとき は、調整した協議書又は契約書等を提出させることとし、標識物件とは別に申請させる こと。ただし、標識と広告の申請者が同一の場合は同一申請書の中で区分させること。
 - 2 同意を得た団体からの申請にあっては、三重県避難誘導標識等設置指針第3条3項に 定める市町村長の同意書を添付させるとともに、当該団体が道路管理者の指定する期日 までに占用物件(標識・広告)の支障移転等に応じない場合又は道路管理者の占用条件 等に違反し許可を取り消した場合、道路管理者が別途指示する期日までに当該市町村が 当該占用物件の移転等又は、維持管理する旨の確認書を添付させること。

そ の 他 1 添加広告は、標識の効用を阻害しないよう配慮させるものとし その大きさは避難誘導 案内標識部分をあわせた全体の表示面積の3分の1以内とさせること。

- 2 当該物件の設置により、背後地の将来利用(将来の乗り入れ口設置等)について支障が 出る可能性があるため、十分留意するよう指導すること。
- 3 関係法令等の基準に留意し審査するよう心掛けること。

考 1 添加広告の占用料は、「看板」の項で徴収するものとすること。

[37] 駐輪場

許可の方針| 1 自転車等駐車器具の占用は、道路上における放置自転車等の問題の早期解決など、歩行 者等の安全で円滑な通行を確保することが喫緊の課題となっていることを踏まえて認める ものであることから、次の要件のいずれにも該当するものについて認めることができる。 ア 放置自動車等が問題となっている地域等において、これらが整序されることにより、

> 歩行者等の安全で円滑な通行に資する等相当の公共的利便に寄与するものであること。 イ 自転車等駐車器具は、逼迫する駐車場需要に対応するという公益性が大きいことから

- 占用を認めるものであることから、一般公共の用に供するものであること。 2 占用主体は、地方公共団体、公益法人、公共交通事業者、商店会その他自転車等駐車器 具を適切に管理し、これに駐車される自転車等を適切に整序する能力を有すると認められ るものとさせること。
- 3 自転車等駐車器具の占用に当たっては、放置自転車等の整理や撤去、当該地域における 街づくり等に関する各種施策等との整合性を確保するため、占用主体、占用の場所、駐車 料金の額や徴収方法などの運営形態等について、関係地方公共団体等と十分に調整し、そ の意見、要望等を反映したものとさせること。

許

可

基

準

位置関係 1 車道以外の道路の部分(分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分を除く) に設置させること。原動機付自転車等駐車器具については、この部分のうち、車道に近接 する部分に設置させること。

2 歩行者等が通行することのできる歩道等の幅員を確保させること。

自転車道の場合

2m

自転車歩行車道の場合

3m (交通量が多い場合は4m)

2m (交通量が多い場合は3.5m))

ただし、横断歩道橋の下の歩道上や植樹帯間に設ける場合などで、歩行者等が通行するこ とができる部分の幅員が従前を下回らず、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれ のない場合はこの限りではない。

- 3 原則として交差点等の地上に設けさせないこと。
- 4 道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離は4.7m以上(歩道上にあっては 2.5m以上)確保させること。
- 5 近傍に視覚障害者誘導ブロックが設置されている場合は、当該ブロックとの間に十分な 間隔を確保させること。

- 物件関係 1 路面への固定式とし、十分な安全性、耐久性を具備させること。
 - 2 構造及び色彩は周囲の環境と調和するものであり、信号機、道路標識等の効用を妨げな いものとさせること。
 - 3 車輪止め装置は、安全や視距を確保する観点から、平面式とさせること。
 - 4 歩行空間と自転車等の駐車空間を明確に区分させること。
 - 5 必要に応じ、反射材を取り付け又は照明器具を設けるなどにより歩行者等の衝突等を防 止するための措置を講じさせること。
 - 6 自転車等の駐車等に際し、歩行者や自動車等と接触することがないよう、必要な余裕幅 を確保するなどの安全上の配慮を十分行わせること。
 - 7 駐車可能な範囲及び駐車の方法を示すため、道路標識、区画線及び道路標示に関する命 令に定められた道路標識、区画線及び道路標示を設ける必要があることから、管轄する警 察署長と十分な協議を行わせること。
 - 8 原動機付自転車等駐車器具を設ける場合においては、柵等を設けるなどにより、原動機 付自転車等が原則として車道側から進入するものとさせること。
 - 9 上屋を設ける場合においては、当該上屋の構造等について、三重県道路占用許可基準の うち【18】バス待合所(バス停留所上屋又はタクシー乗り場上屋等)に掲げる基準を準用 するものとさせること。

- そ の 他 1 自転車等駐車器具の道路占用の許可に際し、他法令の規定に基づく許可等が必要な場合 は、関係機関とも事前に協議等を行うなど十分な連絡調整を図ること。
 - 2 車輪止め装置、柵、上屋、照明器具、案内板、自動精算機等を自転車等駐車器具として 一括して許可をすることができること。
 - 3 特定の利用者による自転車等の通常の保管場所として利用されることにならないように させること。
 - 4 関係地方公共団体、沿道住民、沿道店舗、道路利用者等の理解を十分に得るなど、地域 の合意形成の確保に努めさせること。

特 記 条 件 1 自転車等が適正に駐車され、歩行者等の安全で円滑な通行が確保されるよう自転車等の 整序等を適切に行わせること。

1: [参考法令] 平成18年11月15日国道利 第31号「道路法施行令の 一部改正について」

- 2 自転車等駐車器具の管理を適切に行わせること。
- 3 不特定多数の者の利用に供させること。
- 4 利用者に対して利用約款等を見やすく表示させること。
- 5 その利用について時間単位、月単位等により駐車料金を徴収する場合には、付近の駐車 場等の駐車料金に比して著しく均衡を失しないものとさせること。

[38] 道路予定地に設ける施設等

|許可の方針||1 道路予定区域については、暫定的な利用として、駐車施設、広場、公園、仮設店舗、仮 設展示場等の占用が対象となるが、将来の道路事業の施行において支障とならないよう十 分に注意した上で占用を許可できるものとする。

> 占用については公共目的のものを優先するものとし、公共目的の占用が見込めない場合 に限り、その他の占用を認めるものとすること。

- 2 次の一に該当する道路予定地の占用は、許可しないこと。
 - (1) 占用により周囲の交通に著しい支障が生ずる場合。特に交差点、横断歩道等の付近 においては、占用物件を設けることにより、車両の運転者の視距を妨げる可能性があ
 - (2) 将来の道路事業の施行の支障となる可能性がある除却が困難な構造のもの
 - (3) 周辺の美観風致にそぐわないもの。
 - (4) 周辺住民及び環境に対して、騒音、大気汚染、悪臭、水質汚濁等の影響を与えるも の。または影響を与えるおそれがあるもの。
 - (5) 当該占用施設等の利用にあたって、危険を伴うもの。または危険を伴うおそれがあ
 - (6) 易燃性若しくは爆発性物件を使用、設置若しくは保管するもの。またはそのおそれ
 - (7) 風俗営業用施設その他これらに類するもの。
 - (8) 建築物 ³。ただし、プレハブ構造等で除却が困難でないものはこの限りではない。
- 3 道路管理者は、道路附属物、維持資材又は災害時の支障物件等の置場として、道路予定 地の利用計画を検討し、当該置場の必要性がないことを確認するとともに、当該土地が所 在する市町、自治会、県他機関、その他利害関係者 4に対して道路管理者から意見照会を 行い、公共目的での利用要望等がないことを確認すること。ただし、道路法第36条に規定 する占用、及び期間が1ヶ月未満の短期の占用については意見照会を要しない。

許 位置関係 1

基

準

- 占用区域との境界には、柵又は縁石等の工作物を設置し占用範囲を明確にさせること。
- 可 | 物件関係 | 2 道路予定区域から車道等への飛び出し事故を防止するための安全策が十分に講じさせる こと。

- 特記条件 占用の形態等を踏まえ、必要に応じ、次に掲げる条件を付与すること。
 - 1 道路に関する工事に伴う占用物件の移転、改築、除却等の費用については占用者が負担 すること。
 - 2 災害等により道路管理者が緊急に必要と認めた場合には、占用物件の移転、除却等に速 やかに応じるとともに、その費用については占用者が負担すること。
 - 3 道路に関する維持管理又は工事を行うために道路管理者が占用区域内に立ち入ることを 妨げないこと。
 - 4 必要に応じ、当該占用区域内及びその近傍における道路の清掃、除草その他の管理を行 うこと。
 - 5 自動車又は自転車等の駐車需要を生じさせる程度の大きい施設が占用される場合には、 当該施設の利用者により、周辺の道路上に違法駐車されることのないような適切な措置を 講じること。

老 備

当該占用に関する国土交通省からの通知等は下記のとおりとなっているので、留意して 事務処理を行うこと。

- ・平成21年1月26日国道利第18号 国土交通省道路局長通知
 - 「高架の道路の路面下及び道路予定区域の有効利用の推進について」
- ・平成21年1月26日国道利第20号 国土交通省道路局路政課長通知
 - 「高架の道路の路面下及び道路予定区域の道路占用の取り扱いについて」

1:[参考法令等]

平成21年1月26日国道利 第20号 国土交通省道路 局路政課長通知

「高架の道路の路面下及 び道路予定区域の道路占 用の取り扱いについて」

2:【実務】

施設等の利用には、施 設への道路横断等のア クセス交通を含む。

3:【実務】

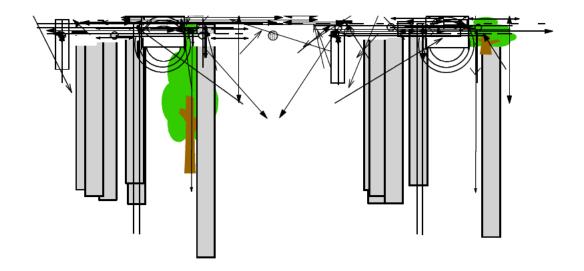
この場合の建築物とは 建築基準法(昭和25年 5月25日法律第201号) 第2条第1号の建築物 をいう。

4:【実務】

その他利害関係者とは 当該箇所を占用される ことにより道路の利用 に影響があると考えら れる者をいう。

技術審査等にかかるチェックリスト

平成22年1月14日 道路管理手法のあり方検討会議



道路占用許可申請の技術審査にかかるチェックリスト

チェック項目	内容	適用の		
7 1 7 7 15 15		有無	ഥ	副
	申請書 <u>には必要な書類が添付されているか</u> 位置図			
	平面図			
	断面図			
	工法図			
法人士和	上, 上, 上, 上, 上, 上, 上, 上, 上, 上, 上, 上, 上, 上			
添付書類	現況写真			
	工程表			
	利害関係者の同意書			
	型設物確認表			
	公図(道路区域図で占用にあたるか判断できない場合) その他(
	一ての他())) 申請者情報は適切に記入されているか			
	「(*)が管理している道路か			
	道路内に占用することについてやむを得ないと判断できるか			
	占用の目的は具体的で明確か			
	占用物件は道路法上認められている物件か			
	占用数量は明確か			
内容	占用期間は基準で定められた範囲内か			
	工事期間は占用期間と比較して適正か			
	工事時の交通規制対策は適切か			
	<u>道路の復旧方法が明記されているか</u> 占用により道路の通行(人、車両)に支障は出ないか			-
				-
	警察から道路使用許可を受ける必要があることを認識しているか			<u> </u>
	建柱方法は適切か			
	根入れ長は適切か			
内容	建柱により道路施設への影響はないか			
(電柱等)	側溝の切り回しは必要か			
	建柱後十分な歩道幅が確保できるか			
	通行車両への影響はないか			-
	世設方法は適切か			
	<u>他の占用物件との離隔が確保できているか</u> 埋設位置は適切か(極力車道内は避けること)			
	<u> 「 </u>			
	ア 土被り1.2mが確保できているか			
内容	イ 浅埋規定が適用できる物件か			
(埋設管)	<u>ウ 下水管の場合必要な土被りが確保できているか(3m)</u>			
	道路の復旧方法は適切か			
	ア 横断占用の場合、縦断方向に3m復旧しているか			
	イ 縦断占用で外側線外側の場合、外側全部を復旧しているか			
	ウ 縦断占用で歩車道内の場合、通知に従って復旧しているか			-
	工 <u>埋め戻し方法等が明確に示されているか</u> 架設方法は適切か	1		
	<u>未設力伝は週切が </u> 2次占用の場合、被添加物件所有者の承諾があるか	1		
内容				
(上空線)	いるか			
	道路を横断する場合、最小限の横断となっているか			
中容	占用物件の設置方法は適切か			
内容 (その他のも	占用にあたり建築限界を阻害しないか			
(この他のも の)	占用にあたり適切な土被りを確保しているか			
42)	<u> 占用により道路管理上支障となることはないか</u>			
	(*)は団体名を記入			

70

許可決裁にかかるチェックリスト

チェッ ク項目	内容	適用の 有無	チェ <u>ッ</u> 正	ック欄 副
	<u>占用物件に対して適用した単価は適切か</u> 電柱等種別は適切か			
適用	電柱等と上空線を二重に計算していないか			
単価	<u>埋設管の管径区分は適切か</u> 埋設管とそれに附属するマンホール等を二重に計算していないか			
	市部と町部との区別は適切か			
	<u>申請数量は明確か</u> 図面に記載されている数量と申請書に記載されている数量とは一致しているか			
数量	新設・撤去の場合、それぞれの数量は適切に計算されているか			
	<u>上空線の場合、横断延長と縦断延長が区別して集計されているか</u> 埋設管の場合、管径区分毎に数量が集計されているか			
	占用物件の端数処理は適切か			
減免等	減免する根拠は明確か(根拠:) 減額額(率)は適切か 全額免除 ・ 一部免除(%)			

道路工事施行承認申請の技術審査にかかるチェックリスト

チェック項目	内容	適用の 有無	チェッ 正	ック欄 副
	申請書には必要な書類が添付されているか			
	位置図			
	平面図			
	断面図			
	工法図			
添付書類	施工数量総括表(施工数量計算書)			
	現況写真			
	工程表			
	利害関係者の同意書			
	埋設物確認表			
	その他 ()		
	申請者情報は適切に記入されているか			
	(*)が管理している道路か	_		
	道路管理者以外の者が工事を施行することについてやむを得ないと	-		
	判断できるか	_		
内容	工事の目的は具体的で明確か	_		
	工事により道路の機能を阻害しないか	_		
	施工数量は明確か			
	<u>工事期間は施工数量と比較して適正か</u> 工事の実施時の交通規制対策は適切か	_	1	
	工事の実施時の文庫税前対象は週切が 道路の復旧方法が明記されているか			
	工事の施行承認として対応することが適切か			
	ガードレール、歩車道分離ブロック等の撤去はあるか 有 ・ 無	#	1	
	ガードレール等の撤去は一時的なものか永続的なものか()	1		
	ガードレール等を撤去しても道路利用者の安全を確保できるか			
		#		
	通路幅および隅切は基準の範囲内か	``		
+ :	他の乗り入れ口との距離は確保されているか			
内容	交差点、横断歩道、バス停等からの距離は確保されているか			
(乗り入れ)	乗り入れ方向は道路法線に対して適切か			
	通路部分の舗装は打ち替える必要があるか 有 ・ 無側溝の入替えは必要か 有 ・ 無	Ħ		
		Ħ.		
	側溝の蓋の変更は必要か 有 ・ 無	Æ		
	街灯等道路付属施設の機能は引き続き確保されるか			
	植栽等は適切に復旧されるか			
	工事期間中の安全対策は適切か			
	現状の官民境界は明確か			
内容	加工することにより道路の構造に影響を与えないか	+	<u> </u>	
(法面の加	加工することにより道路敷を不法占拠されることはないか			
I)	加工後の道路排水等は適切に確保されているか	_	1	
	発生した余剰地は道路管理者が引き続き管理するのが適切か		ļ	
内容	道路側溝以外に排水路を確保することは不可能か			
(排水接続)	接続される排水は基準の範囲内のものか 側溝への接続方法は基準に照らして適切か	-	1	
	側,再への接続力,広は基準に思りして適切が			

(*)は団体名を記入